



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例の一部を改正する条例……………(保険医療課) …… 5
- 大和高田市保育所条例及び大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例……………(保育課) …… 5
- 大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例……………(水道総務課) …… 5
- 大和高田市防災会議条例及び大和高田市災害対策本部条例の一部を改正する条例……………(自治振興課) …… 7

訓令

- 大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令(財産管理課) …… 8
- 大和高田市市税等コンビニエンスストア収納業務委託事業者選定委員会設置要綱……………(収納対策室) …… 8

告示

- 大和高田市外国人高齢者特別給付金支給要綱等の一部を改正する告示・(市民課) …… 9
- 大和高田市災害時要援護者登録制度実施要綱……………(自治振興課) …… 9
- 9月市議会定例会の招集……………(財政課) ……15
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……16
- 大和高田市総合計画後期基本計画意見交換会設置要綱……………(企画法制課) ……16
- 引取りのない放置自転車等の処分……………(生活安全課) ……17
- 公示送達……………(収納対策室) ……17
- 公示送達……………() ……18
- 平成23年度大和高田市一般会計決算等の要領の公表……………(財政課) ……18
- 平成24年度大和高田市一般会計補正予算等の要領の公表……………() ……38
- 公示送達……………(税務課) ……44
- 公示送達……………() ……44
- 違反広告物の保管……………(都市計画課) ……45
- 大和高田市青年就農給付金給付要綱……………(産業振興課) ……45

公告

- 配水管布設替工事及び消火栓新設工事(磯野第2工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……48
- 配水管布設替工事及び消火栓新設工事(吉井第1工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……51
- 配水管布設替工事(吉井第2工区)に関する条件付き一般競争入札公告() ……53
- 西三倉堂2丁目地内道路維持整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……55
- 奥田地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……57
- 平成24年度定期予防接種の実施……………(健康増進課) ……59
- 平成24年度高齢者インフルエンザ予防接種の実施……………() ……61

○自動車臨時運行許可番号標の無効	(市民課)	62
○市庁舎危険物地下貯蔵タンクFRP内面ライニング工事に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	62
○農用地利用集積計画の縦覧	(産業振興課)	64
○公売公告兼見積価格公告	(収納対策室)	64
○高5枝曾大根1丁目地内管渠工事(4)・給配水管移設工事(G04)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告	(契約監理室)	66
○高6枝蔵之宮町地内管渠工事(3)・配水管布設替工事(蔵之宮町)・蔵之宮町地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告	()	68
○土枝日之出東本町地内管渠工事(55)・給排水管移設工事(G55)・配水管布設替工事(日之出東本町)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告	()	70
○高5枝春日町2丁目地内管渠工事(75)・給配水管移設工事(G75)に関する条件付き一般競争入札公告	()	73
○高4枝磯野北町地内管渠工事(74)・給配水管移設工事(G74)に関する条件付き一般競争入札公告	()	75
○磐園保育所耐震改修工事に関する条件付き一般競争入札公告	()	77
○平成24年度大和高田市職員採用試験追加募集(行政職及び医療職)の実施	()	79
教育委員会		
○大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則	(教育総務課)	81
○教育委員会9月臨時委員会の招集	()	82
○教育委員会9月臨時委員会の招集	()	82
選挙管理委員会		
○議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等(選挙管理委員会)	(選挙管理委員会)	82
○選挙管理委員会の招集	()	82
○選挙管理委員会の招集	()	83
監査委員事務局		
○平成23年度出資団体の監査結果	(監査委員事務局)	83
農業委員会		
○農業委員会10月定例委員会の招集	(農業委員会)	85

公布された条例のあらまし

◇大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

福祉医療費資金の貸付けを受けることができる者(貸付対象者)について、規定の整備を行います。

2 改正の内容

(1) 貸付対象者から除く者

ア 対象者

「大和高田市老人医療費助成条例(平成8年条例第31号)の規定により医療費の受給資格証の交付を受けた者」

イ 理由

老人医療費の一部負担金を支払うための資金に係る貸付について、今後、貸付対象者となるものがないため。

(2) 新たに貸付対象者とする者

ア 対象者

「大和高田市児童医療費助成条例(平成24年条例第8号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

イ 理由

児童医療費の一部負担金を支払うための資金に係る貸付について、新たに貸付対象者に加え、その者の生活の安定と福祉の増進を図るため。

3 施行期日

公布の日(平成24年9月20日)

◇大和高田市保育所条例及び大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「土庫保育所」と「北保育所」を統合し、「土庫・北保育所」とするため所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 大和高田市保育所条例(平成16年条例第20号)

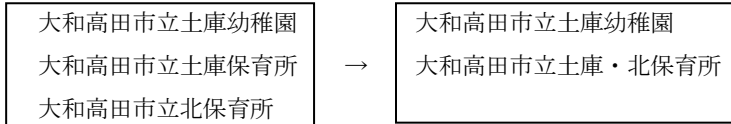
ア 土庫保育所の名称変更

「土庫保育所」→「土庫・北保育所」

イ 北保育所を削る。

(2) 大和高田市立こども園条例(平成21年条例第18号)

ア 大和高田市立土庫こども園を構成する施設の変更



3 施行期日

平成24年10月1日

◇大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

1 改正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「水道法」の一部改正に伴い、水道事業者が地方公共団体である場合は、水道事業に係る布設工事監督者の配置及び基準並びに水道技術管理者の資格基準を条例において定める必要があるため新たに制定するものです。

2 改正の内容

- (1) 布設工事監督者の配置基準を定めます。(第2条関係)
- (2) 布設工事監督者が持つべき資格基準を定めます。(第3条関係)
- (3) 水道技術管理者が持つべき資格基準を定めます。(第4条関係)

3 施行期日

平成25年4月1日

◇大和高田市防災会議条例及び大和高田市災害対策本部条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

災害対策基本法の一部改正に伴い、関係する条例について所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 大和高田市防災会議条例の一部改正

- ア 防災会議の所掌事務に、「市長の諮問に応じて地域防災に関する重要事項を審議すること」と「その重要事項を審議すること」を追加し、災害対策の強化を図ります。
- イ 部長級職員のほか、「医師、看護師等」の参画を想定して防災会議の構成者となる職員の幅を拡げ、多様な主体の意見が反映されるよう、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を防災会議の委員として追加し、組織の充実を図ります。
- ウ 防災会議に専門委員を置く場合の委員構成について、整備を行います。

(2) 大和高田市災害対策本部条例の一部改正

- ア 災害対策基本法の一部改正に伴う条項ずれの整備を行います。

3 施行期日

公布の日(平成24年9月20日)

条 例

条例第18号

大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月20日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例の一部を改正する条例

大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例(平成20年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) 大和高田市児童医療費助成条例(平成24年条例第8号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第19号

大和高田市保育所条例及び大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月20日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市保育所条例及び大和高田市立こども園条例の一部を改正する条例

(大和高田市保育所条例の一部改正)

第1条 大和高田市保育所条例(平成16年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「土庫保育所」を「土庫・北保育所」に改め、北保育所の項を削る。

(大和高田市立こども園条例の一部改正)

第2条 大和高田市立こども園条例(平成21年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

大和高田市立土庫こども園	大和高田市立土庫幼稚園 大和高田市立土庫保育所 大和高田市立北保育所
--------------	--

」を

「

大和高田市立土庫こども園	大和高田市立土庫幼稚園 大和高田市立土庫・北保育所
--------------	------------------------------

」に改める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

条例第20号

大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例をここに公布する。

平成24年9月20日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基

準に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めることを目的とする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限り)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者の資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農

学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第14条第3号の規定による厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

条例第21号

大和高田市防災会議条例及び大和高田市災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月20日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市防災会議条例及び大和高田市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(大和高田市防災会議条例の一部改正)

第1条 大和高田市防災会議条例(昭和38年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第32条」を「第33条」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項第9号を次のように改める。

(9) 市の職員(第4号及び第5号に掲げる者を除く。)

第3条第5項に次の2号を加える。

(10) 自主防災組織を構成する者及び学識経験のある者

(11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第3条第6項中「及び第8号」を「、第8号、第9号、第10号及び第11号」に、「及び1人」を「、1人、15人以内、2人以内及び5人以内」に改め、同条第7項中「第5項第7号」の次に「、第10号及び第11号」を加える。

第4条第2項中「関係指定地方公共機関の職員」の次に「、中和広域消防組合の職員、自主防災組織を構成する者」を加える。

(大和高田市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 大和高田市災害対策本部条例(昭和38年条例第24号)を次のように改める。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第15号

大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年9月10日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱(平成19年訓令第2号)を次のように改正する。
第3条第4項中「環境建設部長」の次に「、環境建設部理事、上下水道部長、市立病院事務局長」を加える。

第5条第3項中「保育課長」の次に「、土木管理課長、建築住宅課長、契約監理室課長」を加える。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第16号

大和高田市市税等コンビニエンスストア収納業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年9月20日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市市税等コンビニエンスストア収納業務委託事業者選定委員会設置要綱
(設置)

第1条 市税(個人の市県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税)、保育所保育料、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、住宅使用料及びし尿処理手数料をコンビニエンスストアで収納する業務を実施するに当たり、最適な委託事業者をプロポーザル方式により選定するため、大和高田市市税等コンビニエンスストア収納業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 選定要領及び仕様書の審議並びに策定に関する事項
- (2) 提案書及びヒアリングの内容の審査並びに評価に関する事項
- (3) 委託事業者の選定に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 財務部長
- (2) 会計管理者
- (3) 広報情報課長
- (4) 収納対策室課長
- (5) 保育課長
- (6) 介護保険課長
- (7) 保険医療課長
- (8) 建築住宅課長

(9) 環境衛生課長

- 2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。
- 3 委員長は、財務部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から委託事業者の選定が終了した日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部収納対策室において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

告 示

告示第80号

大和高田市外国人高齢者特別給付金支給要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年6月21日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市外国人高齢者特別給付金支給要綱等の一部を改正する告示

(大和高田市外国人高齢者特別給付金支給要綱の一部改正)

第1条 大和高田市外国人高齢者特別給付金支給要綱(平成7年告示第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「外国人登録法(昭和27年法律第125号)」を「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。)」に、「に外国人登録」を「に住民登録」

に改め、同条第2号及び第3号中「以前から」の次に「旧外国人登録法の規定による」を加える。

第4条第1項第1号中「外国人登録済証明書又は住民票」を「住民票」に改める。

様式第1号中「外国人登録済証明書」を「住民票の写し」に改める。

（大和高田市外国人重度障害者特別給付金支給要綱の一部改正）

第2条 大和高田市外国人重度障害者特別給付金支給要綱（平成7年告示第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「外国人登録法（昭和27年法律第125号）」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）」に、「外国人登録法」を「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）」に改める。

第5条第1項第2号中「外国人登録済証明書又は住民票」を「住民票」に改める。

様式第1号中「(更新)申請します」を「申請(更新)します」に、「外国人登録済証明書又は外国人登録証明書の写し」を「住民票の写し」に改める。

（大和高田市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要綱の一部改正）

第3条 大和高田市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要綱（平成20年告示第77-2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「又は外国人登録」を削る。

（大和高田市新型インフルエンザ予防接種費用助成要綱の一部改正）

第4条 大和高田市新型インフルエンザ予防接種費用助成要綱（平成22年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市の外国人登録原票に登録されている者」を削る。

（大和高田市子宮頸がん等予防ワクチン接種費用助成要綱の一部改正）

第5条 大和高田市子宮頸がん等予防ワクチン接種費用助成要綱（平成23年告示第63号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市の外国人登録原票に登録されている者」を削る。

附 則

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

告示第101号

大和高田市災害時要援護者登録制度実施要綱を次のように定める。

平成24年8月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市災害時要援護者登録制度実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、障害者、高齢者等が、災害時における支援を地域の中で受けることができる制度（以下「災害時要援護者登録制度」という。）を整備することにより、災害に備えた地域の協力的体制を構築し、誰もが安全で安心して生活することができるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において「災害時要援護者」（以下「要援護者」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者（施設等に入所している者を除く。）のうち、自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難情報の入手、避難の判断又は避難行動等を行うことが困難で、地域からの支援（以下「支

援」という。)を希望し、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意したものである。第3条第4項の大和高田市災害時要援護者登録台帳に登録されたものをいう。

(1) 70歳以上の高齢者のみの世帯に属する者

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けている者

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳を有する者のうち、その障害の程度が1級、2級又は3級のもの

(4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳を有する者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を有する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が支援の必要があると認める者

2 この告示において「地域支援者」とは、要援護者の近隣に居住する者のうち、要援護者を普段から見守り、災害時において可能な範囲内で避難情報の伝達、避難誘導等の支援を行うことについて同意したものをいう。

3 この告示において「支援機関」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 中和広域消防組合高田消防署

(2) 社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会

(3) 大和高田市民生委員及び児童委員

(4) 自治会

(5) 自主防災組織

(登録の手続)

第3条 要援護者の登録を希望する者(以下「申請者」という。)は、災害時要援護者登録申請書兼同意書(様式第1号。以下「同意書」という。)を市長に提出するものとする。この場合において、申請者は、地域支援者の記載に当たっては、あらかじめその者の同意を得なければならない。

2 市長が特に必要があると認めるときは、親族等による代理申請を行うことができる。

3 市長は、提出された同意書を基に登録の可否を審査し、その旨を災害時要援護者登録(承認・却下)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

4 前項の審査により登録を可とされた者の同意書は、これを大和高田市災害時要援護者登録台帳(以下「登録台帳」という。)とする。

(登録台帳の保管及び提供)

第4条 市長は、登録台帳を保管し、登録台帳に記載されている個人情報(以下「登録情報」という。)について、支援機関に提供できるものとする。

(支援機関による支援)

第5条 支援機関は、要援護者に対し、登録情報を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 災害時における安否確認、避難情報の提供、避難誘導、救出・救護活動等

(2) 前号に規定する支援を容易にするために行う日常生活での声掛け等

(支援機関の義務)

第6条 支援機関は、大和高田市個人情報保護条例(平成13年条例第27号)を遵守し、前条各号に掲げる支援以外の目的で登録台帳を使用してはならない。

2 支援機関は、要援護者の登録情報及び当該支援において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。支援をする役割を退いた後も、同様とする。

3 支援機関は、要援護者の登録情報を当該支援に関係しない者に知られることのないよう適切に管理するとともに、紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(登録内容の変更及び取消し)

第7条 要援護者の登録内容を変更し、又は取消しようとする者は、災害時要援護者登録台帳（内容変更・取消し）届出書（様式第3号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたことを直接に又は前項の規定による報告により知ったときは、登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、要援護者及び支援機関に連絡しなければならない。

（制度の周知）

第8条 市長は、広報誌等を通じて災害時要援護者登録制度の周知を図るものとする。

2 支援機関は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

取扱い注意

災害時要援護者登録申請書兼同意書

申請日 年 月 日

大和高田市長 殿

私は、災害発生時などに地域の支援を受けたいので、災害時要援護者として登録を申請するとともに、登録された下記情報については、支援機関(中和広域消防組合高田消防署・社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会・大和高田市民生委員及び児童委員・自治会・自主防災組織)に提供し、災害時要援護者対策のため活用されることに同意します。なお、下記記載事項に変更があった場合は、大和高田市に連絡いたします。

申請者 フリガナ 氏名 自署又は印 (代筆の場合その氏名)

代理申請者 住所 電話番号:
フリガナ 氏名 自署 申請者との関係:

災害時 要援護者	住所:大和高田市	(この欄には記入しないでください。) *住基番号:
	氏名:	生年月日: 年 月 日
	性別: 血液型:	電話又はFAX: 携帯電話:
	同居する家族(本人を除く。) 人 (本人が一人になる時間帯 時~ 時)	所属する自治会の校区名、自治会名、組名 (校区 自治会 組) 未加入
該当理由 (心身の状態) ※該当箇所 に☑及び記入を お願いします。 なお、複数該 当する場合は、 全てに☑及び 記入をお願い します。	<input type="checkbox"/> 70歳以上の高齢者のみの世帯の方 <input type="checkbox"/> ひとり暮らし	特記事項 *詳しい心身の状況や病名等 *必要な支援や現在利用中の福祉・介護サービス等 *日常生活に必要な薬・医療機器・生活用具等 *その他特に配慮してほしいこと
	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている方 <input type="checkbox"/> 要支援() <input type="checkbox"/> 要介護()	
	<input type="checkbox"/> 障害をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	
	<input type="checkbox"/> 常時特別な医療を必要とする在宅療養者 (人工透析・酸素供給装置・喀痰吸引等) <input type="checkbox"/> 上記以外の方で、災害時等に支援が必要な方	
かかりつけの 医療機関名 (主治医名)	医院 科	主治医
	住所:	電話番号:
地域支援者 ※支援に同意 をいただい ている近所の方 をご記入く ださい。	フリガナ 氏名	関係 <input type="checkbox"/> 自治会関係 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 近隣者 <input type="checkbox"/> その他()
	住所:大和高田市	電話番号:
	フリガナ 氏名	関係 <input type="checkbox"/> 自治会関係 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 近隣者 <input type="checkbox"/> その他()
	住所:大和高田市	電話番号:
	フリガナ 氏名	関係 <input type="checkbox"/> 自治会関係 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 近隣者 <input type="checkbox"/> その他()
住所:大和高田市	電話番号:	
災害時の避難場所	避難所:	避難地:
緊急時連絡先	フリガナ 氏名	関係 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 自治会関係 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 近隣者 <input type="checkbox"/> その他()
	住所:	電話番号:

裏面もご記入ください。

(裏面)

【避難支援プラン・個別計画】

(避難誘導・安
否確認の流れ)

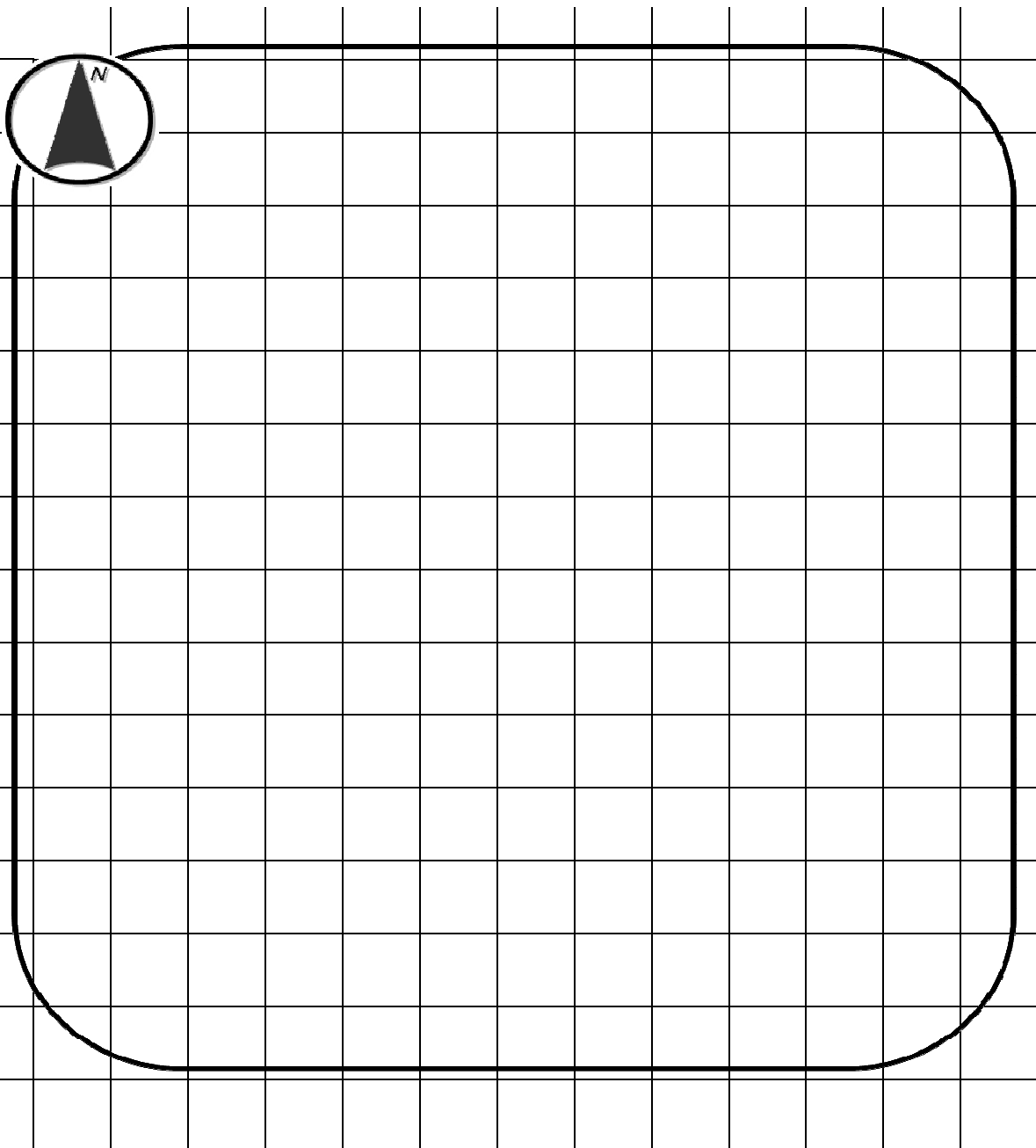
(避難の方法)

(避難時の留意事項)

(避難所)

(避難地)

※避難経路が確定している場合は、記入例を参考に経路図を記入してください。(原則は、最寄りの避難所)



様式第2号 (第3条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市市長 印

災害時要援護者登録 (承認・却下) 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大和高田市災害時要援護者登録台帳への登録について、大和高田市災害時要援護者登録制度実施要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

登録の可否	<input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 却下する。 理由
-------	--

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

大和高田市市長 殿

災害時要援護者登録台帳 (内容変更・取消し) 届出書

私は、大和高田市災害時要援護者登録台帳に登録していますが、次のとおり (内容変更・取消し) したいので届出ます。

届出者 (要援護者) フリガナ 氏名 自署又は印 (代筆の場合その氏名)

代理届出者 住所 電話番号 :
フリガナ 氏名 自署 届出者との関係 :

登 録 者	住 所	生年月日 年 月 日
		性 別
	<u>フリガナ</u> 氏 名	電話番号
内 容 変 更 ・ 取 消 し	<input type="checkbox"/> 登録内容の変更 (変更する内容を記載してください。)	
	<input type="checkbox"/> 登録の取消し	

告示第102号

平成24年9月10日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成24年9月3日

大和高田市市長 吉田誠克

告示第103号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年9月3日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2. 移動年月日

平成24年8月1日、同月7日、同月9日、同月20日、同月22日、同月23日、同月28日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話(0745)22-1101(代表)

告示第104号

大和高田市総合計画後期基本計画意見交換会設置要綱を次のように定める。

平成24年9月3日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市総合計画後期基本計画意見交換会設置要綱

(設置)

第1条 第4次大和高田市総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)の策定に向けて、幅広い意見を求めるため、大和高田市総合計画後期基本計画意見交換会(以下「意見交換会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 意見交換会は、後期基本計画の策定に関して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 意見交換会の委員は、13人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民代表者

(2) 学識経験を有する者

- (3) 市内で活動する各種団体の構成員
- (4) その他市長が必要と認める者
(会長及び副会長)

第4条 意見交換会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、意見交換会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 意見交換会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 意見交換会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、意見交換会に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を聴くことができる。
(庶務)

第6条 意見交換会の庶務は、企画政策部企画法制課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、会長が意見交換会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年9月3日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この告示の施行後最初に行われる意見交換会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(この告示の失効)
- 3 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

告示第105号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成24年9月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所
- 3. 処分年月日
平成24年9月30日
- 4. 処分対象自転車等の移動年月日
平成24年6月5日、同月7日、同月12日、同月13日、同月18日、同月21日、同月28日

告示第106号

平成24年度市県民税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の

規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

平成24年9月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成24年7月24日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第107号

平成24年度固定資産税・都市計画税第2期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

平成24年9月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成24年8月30日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第108号

平成24年9月議会に認定に付した平成23年度決算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により公表します。

平成24年9月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成23年度大和高田市一般会計決算

2 平成23年度大和高田市国民健康保険事業特別会計決算

3 平成23年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計決算

4 平成23年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計決算

5 平成23年度大和高田市下水道事業特別会計決算

6 平成23年度大和高田市駐車場事業特別会計決算

7 平成23年度大和高田市介護保険事業特別会計決算

8 平成23年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計決算

9 平成23年度大和高田市水道事業会計決算

10 平成23年度大和高田市立病院事業会計決算

歳入

平成23年度大和高田市一般会計歳入歳出決算

款	項	予算現額
1 市税		6,817,000,000
	1 市民税	3,070,000,000
	2 固定資産税	2,741,000,000
	3 軽自動車税	105,000,000
	4 たばこ税	283,000,000
	5 都市計画税	418,000,000
2 地方譲与税		127,000,000
	1 地方揮発油譲与税	37,000,000
	2 自動車重量譲与税	90,000,000
	3 地方道路譲与税	0
3 利子割交付金		25,000,000
	1 利子割交付金	25,000,000
4 配当割交付金		22,000,000
	1 配当割交付金	22,000,000
5 株式等譲渡所得割交付金		6,700,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,700,000
6 地方消費税交付金		492,000,000
	1 地方消費税交付金	492,000,000
7 自動車取得税交付金		27,000,000
	1 自動車取得税交付金	27,000,000
8 地方特例交付金		97,245,000
	1 地方特例交付金	97,245,000
9 地方交付税		6,823,855,000
	1 地方交付税	6,823,855,000
10 交通安全対策特別交付金		12,000,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000,000

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7,486,212,298	6,811,707,675	53,001,348	601,503,275	194,707,675
3,447,148,380	3,191,010,141	15,678,492	240,459,747	121,010,141
3,082,838,315	2,759,470,570	30,994,866	302,372,879	18,470,570
118,619,500	102,617,396	1,477,900	14,524,204	△2,382,604
338,858,655	338,858,655	0	0	55,858,655
468,747,448	419,750,913	4,850,090	44,146,445	1,750,913
134,640,185	134,640,185	0	0	7,640,185
37,448,000	37,448,000	0	0	448,000
97,192,000	97,192,000	0	0	7,192,000
185	185	0	0	185
34,789,000	34,789,000	0	0	9,789,000
34,789,000	34,789,000	0	0	9,789,000
27,934,000	27,934,000	0	0	5,934,000
27,934,000	27,934,000	0	0	5,934,000
6,661,000	6,661,000	0	0	△39,000
6,661,000	6,661,000	0	0	△39,000
516,059,000	516,059,000	0	0	24,059,000
516,059,000	516,059,000	0	0	24,059,000
34,750,000	34,750,000	0	0	7,750,000
34,750,000	34,750,000	0	0	7,750,000
97,245,000	97,245,000	0	0	0
97,245,000	97,245,000	0	0	0
6,966,018,000	6,966,018,000	0	0	142,163,000
6,966,018,000	6,966,018,000	0	0	142,163,000
10,421,000	10,421,000	0	0	△1,579,000
10,421,000	10,421,000	0	0	△1,579,000

歳入

款	項	予算現額
11 分担金及び負担金		286,628,000
	1 分担金	2,640,000
	2 負担金	283,988,000
12 使用料及び手数料		661,578,000
	1 使用料	362,191,000
	2 手数料	299,387,000
13 国庫支出金		4,870,773,000
	1 国庫負担金	3,702,903,000
	2 国庫補助金	1,140,807,000
	3 国庫委託金	27,063,000
14 県支出金		1,509,967,000
	1 県負担金	858,939,000
	2 県補助金	540,079,000
	3 県委託金	110,956,000
15 財産収入		15,781,000
	1 財産運用収入	14,780,000
	2 財産売却収入	1,001,000
16 寄附金		1,880,000
	1 寄附金	1,880,000
17 繰入金		724,000,000
	1 基金繰入金	724,000,000
18 繰越金		302,534,000
	1 繰越金	302,534,000
19 諸収入		282,121,000
	1 地盤金加算金及び過料	5,000,000
	2 市債金利子	600,000

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
285,719,949	277,436,610	0	18,283,339	△9,191,390
1,860,470	1,860,470	0	0	△979,530
283,859,479	275,576,140	0	18,283,339	△8,211,800
882,456,365	686,508,480	2,500,800	213,447,065	4,930,480
500,430,920	348,382,820	2,500,800	149,547,300	△3,808,180
382,025,445	318,125,680	0	63,899,765	18,738,600
4,672,694,382	4,672,694,382	0	0	△198,078,608
3,689,314,502	3,689,314,502	0	0	△3,588,498
956,649,177	956,649,177	0	0	△184,157,823
26,730,713	26,730,713	0	0	△332,287
1,471,637,659	1,471,637,659	0	0	△38,329,341
853,351,157	853,351,157	0	0	△5,587,843
505,343,127	505,343,127	0	0	△34,728,873
112,943,375	112,943,375	0	0	1,987,375
60,939,471	60,547,451	0	386,020	44,769,451
16,247,171	16,011,151	0	236,020	1,201,151
44,686,300	44,636,300	0	150,000	43,636,300
1,878,420	1,878,420	0	0	△1,580
1,070,420	1,070,420	0	0	△1,680
724,000,000	724,000,000	0	0	0
724,000,000	724,000,000	0	0	0
302,701,233	302,701,233	0	0	167,233
302,701,233	302,701,233	0	0	167,233
371,365,226	327,328,919	0	44,036,807	45,207,919
8,582,630	8,582,630	0	0	3,582,630
1,240,003	1,240,003	0	0	640,003

歳入

款	項	予算現額
	3 貸付金元利収入	10,785,000
	4 雑入	295,736,000
20 市債		3,141,900,000
	1 市債	3,141,900,000
歳入合計		26,046,982,000

(単位:円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
9,948,470	7,780,327	0	2,188,143	△3,024,673
351,584,623	303,735,353	0	41,848,664	43,989,959
2,880,700,000	2,880,700,000	0	0	△261,200,000
2,880,700,000	2,880,700,000	0	0	△261,200,000
26,958,816,678	26,025,658,004	55,502,148	877,656,526	△21,303,996

歳出

款	項	予算現額
1 議会費		285,389,000
	1 議会費	285,389,000
2 総務費		3,384,137,000
	1 総務管理費	2,811,397,000
	2 徴収費	293,732,000
	3 戸籍住民基本台帳費	145,956,000
	4 選挙費	94,493,000
	5 統計調査費	12,285,000
	6 監査委員費	26,274,000
9 民生費		10,083,729,000
	1 社会福祉費	3,859,159,000
	2 児童福祉費	3,560,924,000
	3 生活保護費	2,662,302,000
	4 災害救助費	1,344,000
4 衛生費		2,605,076,000
	1 保健衛生費	1,002,397,000
	2 清掃費	1,602,679,000
5 労働費		23,987,000
	1 労働消費	23,987,000
6 農林水産業費		131,725,000
	1 農業費	131,725,000
7 商工費		112,973,000
	1 商工費	112,973,000
8 土木費		1,507,633,000
	1 土木管理費	161,170,000
	2 道路橋りょう費	132,982,000

(単位:円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
279,231,790	0	6,157,210	6,157,210
279,231,790	0	6,157,210	6,157,210
3,330,542,363	0	53,594,637	53,594,637
2,789,577,136	0	41,819,864	41,819,864
291,980,892	0	1,751,108	1,751,108
145,232,400	0	723,600	723,600
86,751,417	0	7,741,583	7,741,583
10,971,352	0	1,313,648	1,313,648
26,029,166	0	244,834	244,834
9,917,935,433	12,000,000	153,793,587	105,793,587
3,737,555,538	12,000,000	109,603,462	121,603,462
3,522,480,770	0	38,443,230	38,443,230
2,656,955,017	0	5,346,383	5,346,383
944,108	0	389,892	389,892
2,557,419,374	0	47,656,626	47,656,626
979,620,878	0	22,776,122	22,776,122
1,577,798,496	0	24,880,504	24,880,504
20,539,255	0	3,457,745	3,457,745
20,539,255	0	3,457,745	3,457,745
128,069,964	0	3,655,036	3,655,036
128,069,964	0	3,655,036	3,655,036
76,727,879	0	36,245,121	36,245,121
76,727,879	0	36,245,121	36,245,121
1,465,460,417	0	42,172,583	42,172,583
153,870,518	0	7,299,482	7,299,482
123,979,899	0	9,012,001	9,012,001

款	項	予算現額
	3 都市計画費	1,076,305,000
	4 住宅費	137,166,000
9 消防費		866,404,000
	1 消防費	866,404,000
10 教育費		3,489,813,000
	1 教育総務費	331,799,000
	2 小学校費	1,473,688,000
	3 中学校費	455,320,000
	4 高等学校費	342,549,000
	5 幼稚園費	247,077,000
	6 社会教育費	384,627,000
	7 保健体育費	254,753,000
11 災害復旧費		4,000
	1 公共土木施設災害復旧費	4,000
12 公債費		3,542,972,000
	1 公債費	3,542,972,000
13 予備費		13,110,000
	1 予備費	13,110,000
歳出合計		26,046,982,000

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1,056,246,054	0	20,058,946	20,058,946
131,363,846	0	5,802,154	5,802,154
863,201,813	0	3,202,187	3,202,187
863,201,813	0	3,202,187	3,202,187
3,030,716,226	382,986,000	76,110,774	459,086,774
321,490,429	0	10,299,571	10,299,571
1,077,965,700	382,986,000	12,706,300	395,692,300
448,767,431	0	6,552,569	6,552,569
334,452,355	0	8,096,645	8,096,645
241,331,362	0	5,745,638	5,745,638
358,542,796	0	26,084,204	26,084,204
248,197,153	0	6,625,847	6,625,847
0	0	4,000	4,000
0	0	4,000	4,000
3,536,787,138	0	6,184,862	6,184,862
3,536,787,138	0	6,184,862	6,184,862
0	0	13,110,000	13,110,000
0	0	13,110,000	13,110,000
25,206,631,652	384,986,000	445,344,348	840,330,348

歳入歳出差引残額

翌年度へ繰り越すべき財源

歳入

平成23年度大和高田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

(単位:円)

款	項	予算現額
1 国民健康保険税		1,618,172,000
	1 国民健康保険税	1,618,172,000
2 使用料及び手数料		39,000
	1 手数料	39,000
3 国庫支出金		2,486,371,000
	1 国庫負担金	1,569,351,000
	2 国庫補助金	917,020,000
4 療養給付費等交付金		288,676,000
	1 療養給付費等交付金	288,676,000
5 前期高齢者交付金		1,715,259,000
	1 前期高齢者交付金	1,715,259,000
6 県支出金		353,789,000
	1 県負担金	54,791,000
	2 県補助金	298,998,000
7 共同事業交付金		879,282,000
	1 共同事業交付金	879,282,000
8 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
9 繰入金		655,001,000
	1 一般会計繰入金	655,000,000
	2 基金繰入金	1,000
10 繰越金		52,776,000
	1 繰越金	52,776,000
11 諸収入		19,581,000
	1 延滞金加算金及び過料	323,000
	2 市預金利子	1,000

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
2,390,775,488	1,681,243,436	51,235,204	658,296,848	63,071,436
2,390,775,488	1,681,243,436	51,235,204	658,296,848	63,071,436
31,500	31,500	0	0	△7,500
31,500	31,500	0	0	△7,500
2,270,731,411	2,270,731,411	0	0	△214,639,689
1,568,684,416	1,568,684,416	0	0	8,333,416
702,046,995	702,046,995	0	0	△222,973,005
371,582,000	371,582,000	0	0	84,906,000
371,582,000	371,582,000	0	0	84,906,000
1,715,259,708	1,715,259,708	0	0	708
1,715,259,708	1,715,259,708	0	0	708
366,244,169	366,244,169	0	0	12,445,169
42,658,169	42,658,169	0	0	△12,131,831
323,585,000	323,585,000	0	0	24,577,000
880,595,240	880,595,240	0	0	1,313,240
880,595,240	880,595,240	0	0	1,313,240
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
655,000,000	655,000,000	0	0	△1,000
655,000,000	655,000,000	0	0	0
0	0	0	0	△1,000
52,775,616	52,775,616	0	0	△384
52,775,616	52,775,616	0	0	△384
12,711,907	12,711,907	0	0	△889,093
1,440,307	1,440,307	0	0	1,117,307
54,733	54,733	0	0	53,733

歳入

款	項	予算現額
	3 療養費等指定公費返還金	672,000
	4 雑入	12,585,000
歳入合計		8,059,957,000

(単位:円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
705,142	705,142	0	0	33,142
10,511,725	10,511,725	0	0	△2,073,275
8,715,707,039	8,006,174,987	51,235,204	658,296,848	△53,782,013

歳出

款	項	予算現額
1 総務費		169,908,000
	1 総務管理費	144,392,000
	2 徴税費	25,056,000
	3 運営協議会費	460,000
2 保険給付費		5,528,075,000
	1 療養諸費	4,887,138,000
	2 高額療養費	586,832,000
	3 出産育児諸費	50,005,000
	4 葬祭諸費	3,900,000
	5 移送費	200,000
3 後期高齢者支援金等		922,100,000
	1 後期高齢者支援金等	922,100,000
4 前期高齢者納付金等		2,775,000
	1 前期高齢者納付金等	2,775,000
5 介護納付金		389,161,000
	1 介護納付金	389,161,000
6 共同事業拠出金		813,080,000
	1 共同事業拠出金	813,080,000
7 保健事業費		88,123,000
	1 特定健康診査等事業費	76,118,000
	2 保健事業費	13,005,000
8 基金積立金		1,000
	1 基金積立金	1,000
9 公債費		26,945,000
	1 公債費	26,945,000
10 諸支出金		109,289,000

(単位:)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
161,126,538	0	8,781,462	8,781,462
137,942,688	0	6,449,302	6,449,302
22,825,600	0	2,130,400	2,130,400
258,240	0	201,700	201,700
5,333,783,856	0	194,291,144	194,291,144
4,723,586,088	0	163,551,912	163,551,912
558,200,693	0	28,631,337	28,631,337
48,397,105	0	1,607,895	1,607,895
3,600,000	0	300,000	300,000
0	0	200,000	200,000
922,098,283	0	1,717	1,717
922,098,283	0	1,717	1,717
2,736,283	0	38,717	38,717
2,736,283	0	38,717	38,717
389,160,615	0	385	385
389,160,615	0	385	385
813,076,011	0	3,989	3,989
813,076,011	0	3,989	3,989
28,888,539	0	59,234,461	59,234,461
21,038,889	0	54,079,111	54,079,111
7,849,650	0	5,155,350	5,155,350
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
4,807,682	0	22,137,318	22,137,318
4,807,682	0	22,137,318	22,137,318
106,712,347	0	2,576,653	2,576,653

款	項	予算現額
	1 償還金及び還付加算金	106,171,000
	2 繰出金	1,448,000
	3 療養費等指定公費立替基金負担金	672,000
	4 旧老人保健拠出金	1,000,000
11 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
歳出合計		8,059,957,000

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
104,105,303	0	2,065,697	2,065,697
1,443,000	0	3,000	3,000
537,245	0	134,755	134,755
626,799	0	373,201	373,201
0	0	500,000	500,000
0	0	500,000	500,000
7,772,390,154	0	287,566,846	287,566,846

歳入

平成23年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計歳入歳出決算

(単位: 円)

款	項	予算現額
1 診療収入		125,084,000
	1 外来収入	121,954,000
	2 その他検査等収入	3,130,000
2 使用料及び手数料		10,333,000
	1 手数料	10,333,000
3 財産収入		52,000
	1 財産運用収入	52,000
4 繰入金		24,246,000
	1 基金繰入金	22,800,000
	2 特別会計繰入金	1,446,000
5 繰越金		6,603,000
	1 繰越金	6,603,000
6 諸収入		182,000
	1 市預金利子	1,000
	2 雑入	181,000
歳入合計		166,500,000

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
123,124,564	123,124,564	0	0	△1,959,436
120,039,000	120,039,000	0	0	△1,915,000
3,085,564	3,085,564	0	0	△44,436
12,273,721	12,273,721	0	0	1,940,721
12,273,721	12,273,721	0	0	1,940,721
33,980	33,980	0	0	△18,020
33,980	33,980	0	0	△18,020
24,242,935	24,242,935	0	0	△3,065
22,799,935	22,799,935	0	0	△65
1,443,000	1,443,000	0	0	△3,000
25,489,445	25,489,445	0	0	18,886,445
25,489,445	25,489,445	0	0	18,886,445
141,418	141,418	0	0	△40,582
2,198	2,198	0	0	1,198
139,220	139,220	0	0	△41,780
185,306,063	185,306,063	0	0	18,806,063

歳出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		83,823,000
	1 施設管理費	83,590,000
	2 研究研修費	233,000
2 医薬費		82,089,000
	1 医薬費	82,089,000
3 基金積立金		52,000
	1 基金積立金	52,000
4 公債費		36,000
	1 公債費	36,000
5 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
歳 出 合 計		166,500,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
82,009,975	0	1,813,025	1,813,025
81,792,975	0	1,797,025	1,797,025
217,000	0	16,000	16,000
78,979,525	0	3,109,475	3,109,475
78,979,525	0	3,109,475	3,109,475
33,980	0	18,020	18,020
33,980	0	18,020	18,020
0	0	36,000	36,000
0	0	36,000	36,000
0	0	500,000	500,000
0	0	500,000	500,000
161,023,480	0	5,476,520	5,476,520

歳入

平成23年度大和高田市住宅新築資金等貸付金歳入歳出特別会計決算

款	項	予 算 現 額
1 県支出金		1,725,000
	1 県補助金	1,725,000
2 諸収入		304,369,000
	1 市預金利子	1,000
	2 雑入	304,368,000
歳 入 合 計		306,094,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1,725,000	1,725,000	0	0	0
1,725,000	1,725,000	0	0	0
45,918,265	45,918,265	0	0	△258,450,795
422	422	0	0	△578
45,917,783	45,917,783	0	0	△258,450,217
47,643,265	47,643,265	0	0	△258,450,795

歳出

款	項	予 算 現 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		5,000
	1 運用管理費	5,000
2 公債費		60,381,000
	1 公債費	60,381,000
3 繰上充用金		245,708,000
	1 繰上充用金	245,708,000
歳 出 合 計		306,084,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
0	0	5,000	5,000
0	0	5,000	5,000
60,212,585	0	168,415	168,415
60,212,585	0	168,415	168,415
245,707,750	0	250	250
245,707,750	0	250	250
305,920,335	0	173,665	173,665

歳入

平成23年度大和高田市下水道事業特別会計歳入歳出決算

款	項	予 算 現 額
1 使用料及び手数料		319,339,000
	1 使用料	319,339,000
	2 手数料	0
2 国庫支出金		352,350,000
	1 国庫補助金	352,350,000
3 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
4 繰入金		727,521,000
	1 一般会計繰入金	727,521,000
5 繰越金		97,500
	1 繰越金	97,500
6 諸収入		10,000
	1 市預金利子	10,000
	2 雑入	0
7 市債		924,400,000
	1 市債	924,400,000
歳 入 合 計		2,323,718,500

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
371,213,378	321,717,793	1,331,735	48,163,850	2,378,798
371,048,878	321,553,293	1,331,735	48,163,850	2,214,298
164,500	164,500	0	0	164,500
273,147,013	273,147,013	0	0	△79,202,983
273,147,013	273,147,013	0	0	△79,202,983
2,903	2,903	0	0	1,903
2,903	2,903	0	0	1,903
715,619,204	715,619,204	0	0	△11,901,798
715,619,204	715,619,204	0	0	△11,901,798
97,500	97,500	0	0	(
97,500	97,500	0	0	(
29,772	29,772	0	0	19,772
21,180	21,180	0	0	11,180
8,592	8,592	0	0	8,592
796,800,000	796,800,000	0	0	△127,600,000
796,800,000	796,800,000	0	0	△127,600,000
2,156,909,770	2,107,414,185	1,331,735	48,163,850	△216,304,315

歳出

款	項	予算現額
1 下水道事業費		1,112,960,500
	1 下水道事業費	1,112,960,500
2 公債費		1,210,568,000
	1 公債費	1,210,568,000
3 予備費		190,000
	1 予備費	190,000
歳出合計		2,323,718,500

(単位:円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
904,646,271	203,763,024	4,551,205	208,314,229
904,646,271	203,763,024	4,551,205	208,314,229
1,202,707,877	0	7,860,123	7,860,123
1,202,707,877	0	7,860,123	7,860,123
0	0	190,000	190,000
0	0	190,000	190,000
2,107,354,148	203,763,024	12,601,328	216,364,352

平成23年度大和高田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算

歳入

款	項	予算現額
1 使用料及び手数料		278,448,000
	1 使用料	278,448,000
2 諸収入		3,000
	1 市預金利子	3,000
	2 雑入	0
歳入合計		278,451,000

(単位:円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
19,999,910	19,999,910	0	0	△258,448,090
19,999,910	19,999,910	0	0	△258,448,090
20,018	20,018	0	0	17,018
1,018	1,018	0	0	△1,981
19,000	19,000	0	0	19,000
20,019,929	20,019,929	0	0	△258,431,071

歳出

款	項	予算現額
1 駐車場費		16,765,000
	1 駐車場費	16,765,000
2 公債費		27,135,000
	1 公債費	27,135,000
3 繰上充用金		234,451,000
	1 繰上充用金	234,451,000
4 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		278,451,000

(単位:円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
15,853,321	0	911,679	911,679
15,853,321	0	911,679	911,679
26,676,266	0	458,734	458,734
26,676,266	0	458,734	458,734
234,450,379	0	621	621
234,450,379	0	621	621
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
276,979,966	0	1,471,034	1,471,034

平成23年度大和高田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

歳入

款	項	予算現額
1 保険料		869,654,000
	1 介護保険料	869,654,000
2 使用料及び手数料		2,000
	1 手数料	2,000
3 国庫支出金		1,006,421,000
	1 国庫負担金	776,190,000
	2 国庫補助金	230,231,000
4 支払基金交付金		1,316,895,000
	1 支払基金交付金	1,316,895,000
5 県支出金		657,383,000
	1 県負担金	642,882,000
	2 県補助金	14,471,000
6 財産収入		151,000
	1 財産運用収入	151,000
7 雑入金		757,386,000
	1 一般会計雑入金	710,122,000
	2 基金雑入金	47,264,000
8 繰越金		38,812,000
	1 繰越金	38,812,000
9 諸収入		785,000
	1 延滞金加算金及び過料	10,000
	2 市預金利子	60,000
	3 雑入	725,000
歳入合計		4,647,479,000

(単位:円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
829,670,300	769,412,660	14,272,430	45,985,210	△100,241,340
829,670,300	769,412,660	14,272,430	45,985,210	△100,241,340
0	0	0	0	△2,000
0	0	0	0	△2,000
941,532,200	941,532,200	0	0	△64,888,800
724,340,000	724,340,000	0	0	△51,850,000
217,192,200	217,192,200	0	0	△13,038,800
1,204,856,000	1,204,856,000	0	0	△112,039,000
1,204,856,000	1,204,856,000	0	0	△112,039,000
616,387,100	616,387,100	0	0	△40,375,900
602,517,000	602,517,000	0	0	△40,375,900
14,470,100	14,470,100	0	0	△300
100,103	100,103	0	0	△50,897
100,103	100,103	0	0	△50,897
729,983,692	729,983,692	0	0	△27,302,308
654,461,030	654,461,030	0	0	△55,660,961
75,532,653	75,532,653	0	0	28,208,653
38,811,601	38,811,601	0	0	△389
38,811,601	38,811,601	0	0	△389
2,228,983	2,228,983	0	0	1,433,983
0	0	0	0	△10,000
25,450	25,450	0	0	△34,541
2,203,534	2,203,534	0	0	1,478,534
4,364,179,989	4,363,922,349	14,272,430	45,985,210	△343,556,651

歳出

款	項	予算現額
1 総務費		144,951,000
	1 総務管理費	103,861,000
	2 徴収費	3,160,000
	3 介護認定審査会費	37,463,000
	4 介護保険運営協議会費	467,000
2 保険給付費		4,366,408,000
	1 給付諸費	4,366,408,000
3 地域支援事業費		86,521,000
	1 介護予防事業費	23,964,000
	2 包括的支援事業・任意事業費	62,557,000
4 基金積立金		17,423,000
	1 基金積立金	17,423,000
5 公債費		230,000
	1 公債費	230,000
6 諸支出金		31,946,000
	1 償還金及び還付加算金	31,946,000
歳出合計		4,647,479,000

(単位:円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
134,663,980	0	10,287,020	10,287,020
98,738,271	0	5,122,729	5,122,729
3,168,834	0	51,166	51,166
32,462,075	0	5,000,925	5,000,925
354,800	0	112,200	112,200
4,025,590,415	0	340,817,585	340,817,585
4,025,590,415	0	340,817,585	340,817,585
63,831,838	0	22,689,162	22,689,162
12,568,563	0	11,395,437	11,395,437
51,263,275	0	11,293,725	11,293,725
8,625,128	0	8,797,872	8,797,872
8,625,128	0	8,797,872	8,797,872
0	0	230,000	230,000
0	0	230,000	230,000
30,701,776	0	1,244,224	1,244,224
30,701,776	0	1,244,224	1,244,224
4,263,413,137	0	384,065,863	384,065,863

歳入

平成23年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算

款	項	予算現額
1 後期高齢者医療保険料		352,271,000
	1 後期高齢者医療保険料	352,271,000
2 使用料及び手数料		0
	1 手数料	0
3 繰入金		191,986,000
	1 一般会計繰入金	191,986,000
4 繰越金		1,252,000
	1 繰越金	1,252,000
5 諸収入		7,133,000
	1 市債金利息	60,000
	2 雑入	7,073,000
歳入合計		552,642,000

(単位:円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
359,320,000	354,558,400	402,500	4,359,100	2,287,400
359,320,000	354,558,400	402,500	4,359,100	2,287,400
2,700	2,700	0	0	2,700
2,700	2,700	0	0	2,700
189,470,508	189,470,508	0	0	△2,515,492
189,470,508	189,470,508	0	0	△2,515,492
1,251,400	1,251,400	0	0	△600
1,251,400	1,251,400	0	0	△600
5,779,608	5,779,608	0	0	△1,359,382
14,385	14,385	0	0	△45,605
5,765,213	5,765,213	0	0	△1,307,787
555,824,216	551,062,616	402,500	4,359,100	△1,579,384

歳出

款	項	予算現額
1 総務費		42,383,000
	1 総務管理費	41,018,000
	2 徴収費	1,365,000
2 後期高齢者医療広域連合負担金		502,502,000
	1 後期高齢者医療広域連合負担金	502,502,000
3 保健事業費		6,739,000
	1 保健事業費	6,739,000
4 公債費		76,000
	1 公債費	76,000
5 諸支出金		842,000
	1 償還金及び還付加算金	842,000
6 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		552,642,000

(単位:円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
41,519,930	0	863,070	863,070
40,584,094	0	433,906	433,906
935,836	0	429,164	429,164
502,501,400	0	600	600
502,501,400	0	600	600
5,128,386	0	1,610,614	1,610,614
5,128,386	0	1,610,614	1,610,614
0	0	76,000	76,000
0	0	76,000	76,000
123,600	0	718,400	718,400
123,600	0	718,400	718,400
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
549,273,316	0	3,368,684	3,368,684

1. 平成23年度大和高田市水道事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考 (決算額中、仮交消費税及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	1,958,920,000	0	0	1,958,920,000	1,916,421,501	△42,498,499	
第1項 営業収益	1,957,444,000	0	0	1,957,444,000	1,913,056,903	△44,387,097	90,690,712
第2項 営業外収益	1,351,000	0	0	1,351,000	3,331,398	1,980,398	42,627
第3項 特別利益	125,000	0	0	125,000	33,200	△91,800	

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考 (決算額中、仮私消費税及び地方消費税)	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計					地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額
第1款 水道事業費用	1,894,704,000	△6,483,000	0	0	0	1,888,221,000	0	1,888,221,000	1,823,419,662	0	64,801,338
第1項 営業費用	1,791,558,000	△6,483,000	0	0	0	1,785,075,000	0	1,785,075,000	1,728,156,710	0	56,918,290
第2項 営業外費用	85,146,000	0	0	0	0	85,146,000	0	85,146,000	80,565,031	0	4,580,969
第3項 特別損失	16,000,000	0	0	0	0	16,000,000	0	16,000,000	14,697,921	0	1,302,079
第4項 予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000

2. 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考 (決算額中、仮交消費税及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額			
第1款 資本的収入	312,276,000	0	312,276,000	27,849,000	340,125,000	145,162,000	△194,963,000
第1項 企業債	100,000,000	0	100,000,000	0	100,000,000	70,000,000	△30,000,000
第2項 負担金	212,276,000	0	212,276,000	27,849,000	240,125,000	75,162,000	△164,963,000

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		不 用 額	備 考 (決算額中、仮私消費税及び地方消費税)		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	繰越額				
第1款 資本的支出	686,450,000	104,000	0	0	686,560,000	44,860,000	0	731,420,000	491,365,545	36,028,000	0	36,028,000	204,026,455
第1項 建設改良費	500,972,000	104,000	0	0	501,076,000	44,860,000	0	545,936,000	307,982,255	36,028,000	0	36,028,000	201,925,745
第2項 企業債償還金	183,484,000	0	0	0	183,484,000	0	0	183,484,000	183,383,290	0	0	0	100,710
第3項 予備費	2,000,000	0	0	0	2,000,000	0	0	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000

資本的収入額が資本的支出額に不足する額346,200,545円は、当年度分損益勘定留保資金229,759,722円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額116,002,090円、減債積立金73,100,000円及び建設改良積立金30,282,130円で補てんした。

2. 平成23年度大和高田市水道事業損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,762,314,238		
(2) その他の営業収益	<u>60,051,953</u>	1,822,366,191	
2 営業費用			
(1) 配水費	1,087,753,093		
(2) 給水費	141,473,565		
(3) 総係費	203,131,929		
(4) 減価償却費	227,164,660		
(5) 資産減耗費	2,594,062		
(6) その他営業費用	<u>6,509,000</u>	<u>1,668,626,309</u>	
営業利益			153,739,882
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	2,242,671		
(2) 他会計補助金	0		
(3) 雑収益	<u>1,046,294</u>	3,288,965	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	63,015,731		
(2) 公課費	152,200		
(3) 雑支出	<u>0</u>	<u>63,167,931</u>	<u>△59,878,966</u>
経常利益			93,860,916
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>33,200</u>	33,200	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>13,998,020</u>	<u>13,998,020</u>	<u>△13,964,820</u>
当年度純利益			79,896,096
前年度繰越利益剰余金			<u>584,629</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>80,480,725</u></u>

3. 平成23年度 大和高田市水道事業剰余金計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位:円)

	資本金		剰余金										資本合計
	自己 資本金	借入 資本金	資本剰余金					利益剰余金					
			受贈財産 評価額	工事負担金	補助金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	減債 積立金	建設改良 積立金	経営安定化 積立金	未処分利益剰余 金	利益剰余 金合計	
前年度末残高	475,462,132	2,597,138,920	68,655,279	3,277,467,877	0	357,663,453	3,703,786,609	217,000,000	229,533,724	304,000,000	110,584,629	861,118,353	7,637,506,014
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	10,000,000	70,000,000	30,000,000	△110,000,000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	70,000,000	30,000,000	△100,000,000	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	70,000,000		△70,000,000	0	0
経営安定化積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000,000		△30,000,000	0	0
法令による処分額	0	0	0	0	0	0	0	10,000,000	0	0	△10,000,000	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	10,000,000	0	0	△10,000,000	0	0
処分後残高	475,462,132	2,597,138,920	68,655,279	3,277,467,877	0	357,663,453	3,703,786,609	227,000,000	299,533,724	334,000,000	584,629	861,118,353	7,637,506,014
当年度変動額	103,382,130	△113,383,290	2,024,005	75,162,000	0	0	77,186,005	△73,100,000	△30,282,130	0	79,896,096	△23,486,034	43,698,811
減債積立金からの組み入れ	73,100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73,100,000
建設改良積立金からの組み入れ	30,282,130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,282,130
企業債の借入	0	70,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70,000,000
企業債の償還	0	△183,383,290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△183,383,290
受贈財産の受入れ	0	0	2,024,005	0	0	2,024,005	0	0	0	0	0	0	2,024,005
一般会計からの建設工事負担金受入	0	0	0	75,162,000	0	0	75,162,000	0	0	0	0	0	75,162,000
企業債の償還財源	0	0	0	0	0	0	△73,100,000	0	0	0	0	△73,100,000	△73,100,000
建設改良費の財源	0	0	0	0	0	0	0	0	△30,282,130	0	0	△30,282,130	△30,282,130
経営安定化積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79,896,096	79,896,096	79,896,096
当年度末残高	578,844,262	2,483,755,630	70,679,284	3,352,629,877	0	357,663,453	3,780,972,614	153,900,000	269,251,594	334,000,000	80,480,725	837,632,319	7,681,204,825

4. 平成23年度大和高田市水道事業剰余金処分計算書

(単位:円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己 資本金	借入 資本金		
当年度末残高	578,844,262	2,483,755,630	3,780,972,614	80,480,725
議会の議決による処分額	0	0	0	80,000,000
減債積立金	0	0	0	0
建設改良積立金	0	0	0	80,000,000
経営安定化積立金	0	0	0	0
処分後残高	578,844,262	2,483,755,630	3,780,972,614	(繰越利益剰余金) 480,725

5. 平成23年度大和高田市水道事業貸借対照表

(平成24年3月31日)

資 産 の 部

(単位 円)

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		135,180,588	
ロ 建 物	291,289,788		
減価償却累計額	<u>142,077,175</u>	149,212,613	
ハ 構 築 物	9,818,714,255		
減価償却累計額	<u>3,395,946,355</u>	6,422,767,900	
ニ 機 械 及 び 装 置	896,265,017		
減価償却累計額	<u>714,367,451</u>	181,897,566	
ホ 車 両 運 搬 具	27,622,610		
減価償却累計額	<u>23,424,893</u>	4,197,717	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	7,767,012		
減価償却累計額	<u>5,386,696</u>	2,380,316	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>0</u>	
有形固定資産合計			6,895,636,700

(2) 投 資

イ 投資有価証券		0	
ロ 出 資 金	<u>518,000</u>	<u>518,000</u>	
投資合計			<u>518,000</u>
固定資産合計			6,896,154,700

2 流動資産

(1) 現金預金

イ 現金	50,000	
ロ 預金	<u>896,635,646</u>	896,685,646

(2) 未収金

イ 営業未収金	384,807,175	
ロ 営業外未収金	0	
ハ その他未収金	<u>48,217,146</u>	433,024,321

(3) 貯蔵品

イ 原材料	6,030,841	
ロ 消耗品	<u>0</u>	6,030,841

(4) 短期貸付金

イ 他会計貸付金	<u>0</u>	0
----------	----------	---

(5) 前払費用

イ 前払費用	<u>0</u>	0
--------	----------	---

(6) 前払金

イ 前払金	1,700,000	
ロ 前払消費税及び地方消費税	<u>0</u>	1,700,000

(7) その他流動資産

イ 保管有価証券	<u>550,000</u>	<u>550,000</u>
----------	----------------	----------------

流動資産合計

1,337,990,808

3 繰延勘定

(1) 退職給与金

イ 退職給与金	<u>0</u>	<u>0</u>
---------	----------	----------

繰延勘定合計

0

資産合計

8,234,145,508

<u>負債の部</u>		(単位 円)
4 固定負債		
(1) 引当金		
イ 退職給与引当金	78,116,283	
ロ 修繕引当金	<u>222,793,839</u>	<u>300,910,122</u>
固定負債合計		300,910,122
5 流動負債		
(1) 一時借入金		
イ 一時借入金	<u>0</u>	0
(2) 未払金		
イ 営業未払金	113,299,057	
ロ 営業外未払金	7,837,200	
ハ その他未払金	<u>70,464,309</u>	191,600,566
(3) 未払費用		
イ 未払費用	<u>26,777,118</u>	26,777,118
(4) その他流動負債		
イ 預り金	<u>33,652,877</u>	<u>33,652,877</u>
流動負債合計		<u>252,030,561</u>
負債合計		552,940,683

<u>資 本 の 部</u>		(単位 円)
資 本 金		
(1) 自己資本金		
イ 自己資本金	<u>578,844,262</u>	578,844,262
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>2,483,755,630</u>	<u>2,483,755,630</u>
資本金合計		3,062,599,892
剰 余 金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	70,679,284	
ロ 工事負担金	3,352,629,877	
ハ 補助金	0	
ニ その他資本剰余金	<u>357,663,453</u>	
資本剰余金合計		3,780,972,614
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	153,900,000	
ロ 建設改良積立金	269,251,594	
ハ 経営安定化積立金	334,000,000	
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>80,480,725</u>	
利益剰余金合計		<u>837,632,319</u>
剰余金合計		<u>4,618,604,933</u>
資本合計		<u>7,681,204,825</u>
負債・資本合計		<u>8,234,145,508</u>

1. 平成23年度大和高田市立病院事業会計決算報告書

(1) 平成23年度大和高田市立病院事業会計予算決算対照表

1. 収益的収入及び支出

収 入

(単位=円)

区 分	予 算 額				計 決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考 (うち仮受消費 費 税 及 び 地 方 消 費 税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	6,871,152,000	72,366,000	0	6,943,518,000	7,012,698,840	69,180,840	14,288,248
第1項 医業収益	6,514,272,000	38,177,000	0	6,552,449,000	6,630,558,088	78,109,088	12,122,456
第2項 附帯事業収益	85,198,000	△5,798,000	0	79,400,000	78,420,000	△980,000	0
第3項 医業外収益	261,681,000	39,987,000	0	301,668,000	302,906,058	1,238,058	2,165,732
第4項 特別利益	10,001,000	0	0	10,001,000	814,694	△9,186,306	60

支 出

(単位=円)

区 分	予 算 額						小 計 ②	合 計 決 算 額 ③	不 用 額	備 考 (うち仮私消費 費 税 及 び 地 方 消 費 税)	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出	流 用 増 減 額	①	②					
第1款 病院事業費用	6,825,022,000	127,565,000	0	0	0	6,952,587,000	6,952,587,000	6,783,435,873	0	169,151,127	78,110,656
第1項 医業費用	6,378,952,000	94,193,000	0	0	0	6,473,145,000	6,473,145,000	6,327,473,118	0	145,671,882	77,055,309
第2項 附帯事業費用	89,470,000	△113,000	0	0	0	89,357,000	89,357,000	84,604,995	0	4,752,005	776,516
第3項 医業外費用	315,599,000	33,485,000	0	0	0	349,084,000	349,084,000	340,898,759	0	8,185,241	277,384
第4項 特別損失	40,001,000	0	0	0	0	40,001,000	40,001,000	30,459,001	0	9,541,999	1,447
第5項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	1,000,000	0	0	1,000,000	0

① 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額

②③地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額

資本的収入及び支出

2. 平成23年度大和高田市立病院事業会計損益計算書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位=円)

1. 医業収益

(1) 入院収益	4,140,576,381	
(2) 外来収益	2,088,269,289	
(3) その他医業収益	<u>389,589,962</u>	6,618,435,632

2. 医業費用

(1) 給与費	3,619,622,945	
(2) 材料費	1,216,843,997	
(3) 経費	1,102,593,744	
(4) 減価償却費	294,861,463	
(5) 資産減耗費	4,655,900	
(6) 研究研修費	<u>11,839,760</u>	<u>6,250,417,809</u>

医業利益	368,017,823
------	-------------

3. 附帯事業収益

(1) 看護専門学校収益	78,420,000
--------------	------------

4. 附帯事業費用

(1) 看護専門学校費	80,689,298	
(2) 看護師宿舍費	<u>3,139,181</u>	<u>83,828,479</u>

附帯事業利益	△5,408,479
--------	------------

5. 医業外収益

(1) 受取利息及び配当金	6,593	
(2) 他会計補助金	213,742,000	
(3) 補助金	1,600,000	
(4) 訪問看護ステーション収益	41,576,776	
(5) その他医業外収益	43,814,957	
(6) 雑収益	<u>0</u>	300,740,326

6. 医 業 外 費 用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	109,920,170		
(2) 負担金、補助及び交付金	142,000		
(3) 公 課 費	0		
(4) 訪問看護ステーション費	43,610,221		
(5) 繰延勘定償却	178,427,684		
(6) 雑 損 失	0		
(7) 雑 支 出	111,179,928	443,280,003	△142,539,677

経 常 利 益 220,069,667

7. 特 別 利 益

(1) 過年度損益修正益	814,634	
(2) 固定資産売却益	0	814,634

8. 特 別 損 失

(1) 過年度損益修正損	30,457,554	
(2) 固定資産売却損	0	30,457,554

当年度純利益 190,426,747
 前年度繰越欠損金 301,328,883
 当年度未処理欠損金 110,902,136

3. 平成23年度 大和高田市立病院事業会計剰余金計算書
 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

	資 本 金		剰 余 金										資本合計
	自己 資本金	借入 資本金	資本剰余金					利益剰余金					
			国庫補助金	県補助金	負担金	受贈財産 評価額	寄付金	資本剰余金 合計	減価 積立金	利益 積立金	未処分 利益剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	521,267,078	4,845,976,248	357,404,000	139,661,750	202,072,000	0	0	699,137,750	0	0	△485,805,883	△485,805,883	5,580,575,193
前年度処分額	0	0	0	0	△184,477,000	0	0	△184,477,000	0	0	184,477,000	184,477,000	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	△184,477,000	0	0	△184,477,000	0	0	184,477,000	184,477,000	0
資本剰余金繰入金	0	0	0	0	△184,477,000	0	0	△184,477,000	0	0	184,477,000	184,477,000	0
処分後残高	521,267,078	4,845,976,248	357,404,000	139,661,750	17,595,000	0	0	514,660,750	0	0	(繰越利益剰余金) △301,328,883	△301,328,883	5,580,575,193
当年度変動額	0	△106,650,995	294,000	0	167,967,000	0	300,000	168,561,000	0	0	190,426,747	190,426,747	252,336,752
企業債の借入		130,300,000											130,300,000
企業債の償還		△236,950,995											△236,950,995
寄付金の受入れ							300,000	300,000					300,000
一般会計負担金					167,967,000			167,967,000					167,967,000
医療施設等設備費補助金			294,000					294,000					294,000
当年度純利益											190,426,747	190,426,747	190,426,747
当年度末残高	521,267,078	4,739,325,253	357,698,000	139,661,750	185,562,000	0	300,000	683,221,750	0	0	(当年度未処分利益剰余金) △110,902,136	△110,902,136	5,832,911,945

4. 平成23年度 大和高田市立病院事業欠損金処理計算書

	資 本 金		資本剰余金	未処理欠損金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	521,267,078	4,739,325,253	683,221,750	110,902,136
議会の議決による処分額			△110,902,136	110,902,136
資本剰余金繰入金			△110,902,136	110,902,136
処分後残高	521,267,078	4,739,325,253	572,319,614	0

5. 平成23年度大和高田市立病院事業会計貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位=円)

		資 産 の 部	
1. 固定資産			
(1)有形固定資産			
(イ) 土地		1,410,157,254	
(ロ) 建物	6,500,653,701		
建物減価償却累計額	<u>3,381,684,222</u>	3,118,969,479	
(ハ) 構築物	637,091,907		
構築物減価償却累計額	<u>534,041,094</u>	103,050,813	
(ニ) 器械備品	2,674,197,268		
器械備品減価償却累計額	<u>1,972,334,144</u>	701,863,124	
(ホ) 車両	1,468,477		
車両減価償却累計額	<u>869,703</u>	598,774	
(ヘ) 建設仮勘定		<u>0</u>	
	有形固定資産合計		5,334,639,444
(2)無形固定資産			
(イ) 電話加入権			1,823,200
(3)投資			
(イ) 投資有価証券		0	
(ロ) 出資金		<u>21,000</u>	<u>21,000</u>
	固定資産合計		5,336,483,644
2. 流動資産			
(1)現金預金			
(イ) 現金		900,000	
(ロ) 預金		22,416,884	23,316,884
(2)未収金			
(イ) 医業未収金		1,036,378,232	
(ロ) 医業外未収金		6,974,081	
(ハ) その他未収金		<u>294,000</u>	<u>1,043,646,313</u>
(3)貯蔵品			<u>22,936,218</u>
	流動資産合計		1,089,899,415

3. 繰延勘定

(1)控除対象外消費税額		100,469,511	
(2)退職給与金		<u>207,860,214</u>	
	繰延勘定合計		<u>308,329,725</u>
	資産合計		<u>6,734,712,784</u>

負債の部

4. 固定負債

(1)引当金			
(i)退職給与引当金	0		
(ii)修繕引当金	<u>0</u>	0	
(2)他会計借入金		<u>0</u>	
	固定負債合計		0

5. 流動負債

(1)未払金			
(i)医業未払金	328,229,508		
(ii)医業外未払金	1,684,000		
(iii)その他未払金	<u>874,158</u>	330,787,666	
(2)未払費用		297,958,629	
(3)一時借入金		260,000,000	
(4)その他流動負債		<u>13,054,544</u>	
	流動負債合計		<u>901,800,839</u>
	負債合計		901,800,839

資本の部

6. 資本金

(1)自己資本金		521,267,078	
(2)借入資本金			
(i)企業債		<u>4,739,325,253</u>	
	資本金合計		5,260,592,331

7. 剰余金

(1)資本剰余金			
(i)国庫補助金	357,698,000		
(ii)県補助金	139,661,750		
(iii)負担金	185,562,000		
(iv)受贈財産評価額	0		

(ホ) 寄 付 金	300,000	
資本剰余金合計		683,221,750
利益剰余金		
(イ) 減債積立金	0	
(ロ) 建設改良積立金	0	
(ハ) 当年度未処理欠損金	110,902,136	
利益剰余金合計		<u>△110,902,136</u>
剰余金合計		<u>572,319,614</u>
資本合計		<u>5,832,911,945</u>
負債資本合計		<u>6,734,712,784</u>

告示第109号

平成24年9月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成24年9月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成24年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)
- 2 平成24年度大和高田市国民健康保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 3 平成24年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 平成24年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 平成24年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第1号)

平成24年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)

平成24年度大和高田市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,696千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,868,068千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		6,712,300	40,703	6,753,003
	1. 地方交付税	6,712,300	40,703	6,753,003
14. 県支出金		1,298,064	30,938	1,329,002
	2. 県補助金	335,825	30,938	366,763
16. 寄附金		2,001	11,050	13,051
	1. 寄附金	2,001	11,050	13,051
18. 諸収入		234,937	1,005	235,942
	4. 雑入	219,237	1,005	220,242
補正されなかった科目に係る額		13,537,070	0	13,537,070
歳入合計		21,784,372	83,696	21,868,068

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,841,761	20,028	1,861,789
	1. 総務管理費	1,306,309	20,028	1,326,337
3. 民生費		9,806,456	1,455	9,807,911
	1. 社会福祉費	3,793,770	1,028	3,794,798
	2. 児童福祉費	3,187,571	427	3,187,998
4. 衛生費		2,525,745	43,278	2,569,023
	1. 保健衛生費	898,083	43,278	941,361
6. 農林水産業費		115,873	1,079	116,952
	1. 農業費	115,873	1,079	116,952
8. 土木費		1,602,891	2,838	1,605,729
	2. 道路橋りょう費	86,991	2,838	89,829
9. 消防費		895,256	9,548	904,804
	1. 消防費	895,256	9,548	904,804
10. 教育費		1,874,236	5,470	1,879,706
	6. 社会教育費	344,185	5,470	349,655
補正されなかった科目に係る額		3,122,154	0	3,122,154
歳出合計		21,784,372	83,696	21,868,068

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市税等コンビニ収納業務手数料	平成25年度末まで	・1件あたり63円に取扱件数を乗じて得た額 ・その他事務費 82千円
要援護者台帳整備業務委託料	平成25年度末まで	8,005

平成24年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成24年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険税コンビニ収納業務手数料	平成25年度末まで	1件あたり63円に取扱件数を乗じて得た額

平成24年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成24年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,786千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,643,286千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,009,493	856	1,010,349
	2. 国庫補助金	252,810	856	253,666
4. 支払基金交付金		1,251,553	8,749	1,260,302
	1. 支払基金交付金	1,251,553	8,749	1,260,302
5. 県支出金		695,228	428	695,656
	2. 県補助金	15,720	428	16,148
7. 繰入金		735,266	428	735,694
	1. 一般会計繰入金	711,366	428	711,794
8. 繰越金		3,184	37,325	40,509
	1. 繰越金	3,184	37,325	40,509
補正されなかった科目に係る額		900,776	0	900,776
歳入合計		4,595,500	47,786	4,643,286

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3. 地域支援事業費		99,456	3,428	102,884
	1. 介護予防事業費	27,167	3,428	30,595
4. 基金積立金		50,594	10,295	60,889
	1. 基金積立金	50,594	10,295	60,889
6. 諸支出金		4,719	34,063	38,782
	1. 償還金及び還付加算金	4,719	34,063	38,782
補正されなかった科目に係る額		4,440,731	0	4,440,731
歳出合計		4,595,500	47,786	4,643,286

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)		
事項	期間	限度額
介護保険料コンビニ収納業務手数料	平成25年度末まで	1件あたり63円に取扱件数を乗じて得た額

平成24年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成24年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,789千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ617,889千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5.繰越金		0	1,789	1,789
	1.繰越金	0	1,789	1,789
補正されなかった科目に係る額		616,100	0	616,100
歳入合計		616,100	1,789	617,889

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.後期高齢者医療広域 連合負担金		559,873	934	560,807
	1.後期高齢者医療広域 連合負担金	559,873	934	560,807
5.諸支出金		500	855	1,355
	1.償還金及び還付加算 金	500	855	1,355
補正されなかった科目に係る額		55,727	0	55,727
歳出合計		616,100	1,789	617,889

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	期間	限度額
後期高齢者医療保険料コンビニ収 納業務手数料	平成25年度末まで	1件あたり63円に取扱件数 を乗じて得た額

平成24年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成24年度大和高田市立病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度大和高田市立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入				
第1款	病院事業収益	7,037,636千円	2,750千円	7,040,386千円
第2項	附帯事業収益	87,496千円	2,750千円	90,246千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 143,094千円は、「一時借入金で措置するものとする。」を「当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。」に改める。

告示第110号

平成24年度市民税・県民税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年9月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 納税通知書の発送年月日
平成24年6月11日
- 2 この公示送達により変更する納期限
変更前 平成24年7月2日
変更後 平成24年10月19日
- 3 送達を受けるべき者
市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第111号

平成24年度軽自動車税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年9月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 納税通知書の発送年月日

平成24年5月2日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成24年5月31日

変更後 平成24年10月19日

3. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第112号

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成24年9月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	名 称	種 類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	幸福実現党	はり札	1	大字曾大根	8/17	8/17	雲梯町資材置場
2	幸福実現党	はり札	1	今里町	8/24	8/24	雲梯町資材置場

問い合わせ先 環境建設部 都市計画課 TEL 0745-22-1101

告示第113号

大和高田市青年就農給付金給付要綱を次のように定める。

平成24年9月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市青年就農給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市青年就農給付金（以下「給付金」という。）の給付について、大和高田市補助金交付規則（平成12年規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付の対象等)

第2条 給付金の名称、給付金給付の目的、給付金給付対象者の要件、給付金の額、給付金給付期間及び終期は次の表のとおりとする。

給付金の名称	大和高田市青年就農給付金
給付金給付の目的	経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して青年就農給付金を給付することで、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の増大を図る。
給付金給付対象者の要件	(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。 (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。 ア 農地の所有権又は利用権を給付金給付対象者が有しており、原則として給付金給付対象者の所有と親族以外からの賃借が主であること。

	<p>イ 主要な農業機械・施設を給付金給付対象者が所有し、又は借りていること。</p> <p>ウ 生産物や生産資材等を給付金給付対象者の名義で出荷し、又は取引すること。</p> <p>エ 給付金給付対象者の生産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。</p> <p>オ 給付金給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。</p> <p>(3) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始すること。なお、1戸1法人(原則として世帯員のみで構成される法人のことをいう。)以外の農業法人を継承する場合は給付の対象外とする。給付金給付対象者が農業経営を法人化している場合は、第2号のア及びイの「給付金給付対象者」を「給付金給付対象者又は給付金給付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「給付金給付対象者」を「給付金給付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>(4) 第3条の規定により提出された経営開始計画(新規就農総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別記1別紙様式第2号)が次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン及び農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。</p> <p>イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。</p> <p>(5) 人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている、又は位置付けられることが確実と見込まれていること。</p> <p>(6) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。</p> <p>(7) 平成20年4月以降に農業経営を開始した者であること。</p>
給付金の額	<p>給付金の額は、次に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で給付する。</p> <p>(1) 個人の場合 1年につき150万円</p> <p>(2) 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合 夫婦合わせて1年につき225万円</p> <p>ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。</p> <p>イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。</p> <p>ウ 夫婦共に人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれていること。</p> <p>(3) 複数の新規就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合 当該新規就農者(当該農業法人及び新規就農者それぞれが人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれている場合に限る。)にそれぞれ1年につき150万円。ただし、経営開始後5年以上経過している就農者と法人を設立する場合は、給付の対象外とする。</p>
給付金給付期間	<p>最長5年間とする。ただし、平成23年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分までとする。</p>
終期	<p>平成33年3月31日</p>

(経営開始計画の承認申請)

第3条 給付金の給付を受けようとする者は、経営開始計画を作成し、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、年度ごとに行わなければならない。

3 第1項の規定による申請は、規則第3条第1号の補助金交付申請書とみなす。

(経営開始計画の承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、経営開始計画の内容について審査し、第2条の表に規定する要件を満たし、給付金を給付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で経営開始計画を承認し、審査の結果を申請した者(以下「申請者」という。)に通知する。

2 前項の審査に当たっては、必要に応じて申請者に面接等を行うものとする。

3 第1項に規定する審査結果の通知は、補助金交付決定通知書(規則様式第4号)により行うものとする。

(経営開始計画の変更申請)

第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「受給者」という。)は、経営開始計画を変更しようとするときは、計画の変更を市長に申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(就農報告等)

第6条 受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6月の就農状況報告書(実施要綱別記1別紙様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の就農状況報告書は、規則第13条に規定する実績報告とみなす。

3 受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間に居住地を転居した場合は、転居後1月以内に住所変更届(実施要綱別記1別紙様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(就農状況の確認)

第7条 市長は、前条第1項の規定による就農状況報告書を受けたときは、奈良県中部農林振興事務所等の関係機関と協力し、給付期間内及び給付期間終了後3年間において、経営開始計画に即して計画的な就農ができていないか実施状況を確認し、必要な場合は、関係機関と連携して適切な指導を行うものとする。

2 前項の規定による確認は、就農状況確認チェックリスト(実施要綱別記1別紙様式第14号)により、次のとおり行うものとする。

(1) 受給者への面談により、経営開始計画達成に向けた取組状況を確認する。

(2) ほ場を確認し、次の事項について確認する。

ア 耕作すべき農地が遊休化されていないこと。

イ 農作物を適切に生産していること。

(3) 次に掲げる書類を確認する。

ア 作業日誌

イ 帳簿

(給付金の請求)

第8条 受給者は、青年就農給付金(経営開始型)給付申請書(実施要綱別記1別紙様式第16号)により、半年ごとに、市長に給付金の給付を申請しなければならない。

2 経営開始後1年を超えて申請した場合は、既に経過した年数分は、給付の対象としない。

(給付金の給付)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請の内容が適当であると認めたときは給付金を給付する。

(給付の中止届)

第10条 受給者は、給付金の受給を中止する場合は、市長に中止届(実施要綱別記1別紙様式第6号)を提出しなければならない。

(給付の中止)

第11条 市長は、受給者から前条の規定による中止届の提出があった場合又は受給者が次の各号の

いずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。

- (1) 第2条の表給付金給付対象者の要件の項に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 農業経営を中止した場合
- (3) 市長がやむを得ないと認められない理由で農業経営を休止した場合
- (4) 第6条第1項の規定による就農状況報告を行わなかった場合
- (5) 第7条の規定による就農状況の現地確認等により、次に掲げる場合
 - ア 経営開始計画の達成に必要な経営資産を縮小した場合
 - イ 耕作すべき農地を遊休化した場合
 - ウ 農作物を適切に生産していない場合
 - エ 農業従事日数が年間150日以下である場合
 - オ 市長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合
 - カ その他適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合
- (6) 給付金給付対象者の前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、給付金は除く。）が250万円以上であった場合（その後、250万円を下回った場合は、翌年から給付を再開することができる。）

（給付の休止届及び再開届）

第12条 受給者は、病気その他のやむを得ない理由により就農を休止する場合は、休止届（実施要綱別記1別紙様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の休止届を提出した受給者は、就農を再開する場合は、経営再開届（実施要綱別記1別紙様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（給付の休止）

第13条 市長は、受給者から前条第1項の休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は給付金の給付を休止し、やむを得ないと認められない場合は給付金の給付を中止する。

2 市長は、受給者から前条第2項の経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、給付金の給付を再開する。

（給付金の返還）

第14条 受給者は、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる給付金を返還しなければならない。ただし、第1号に該当する場合であって、次条の規定による申請により、病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 第11条第1号から第5号までに掲げる要件に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合 残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の給付金
- (2) 虚偽の申請等を行った場合 給付金の全額

（給付金の返還免除）

第15条 受給者は、前条ただし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、給付金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（実施要綱別記1別紙様式第15号）により市長に申請しなければならない。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成24年度分の予算に係る給付金の給付から適用する。

公 告

公告第81号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年9月6日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(礒野第2工区)
2 工事場所	大和高田市礒野地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年12月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年9月6日(木)から平成24年9月10日(月)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年9月11日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年9月6日(木)から平成24年9月13日(木)</p>

	<p>まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年9月6日(木)から平成24年9月13日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成24年9月14日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年9月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年9月21日(金)午前9時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥10,980,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>

(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第82号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年9月6日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事（吉井第1工区）
2 工事場所	大和高田市吉井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年11月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。</p> <p>(9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年9月6日（木）から平成24年9月10日（月）まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年9月11日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p>

	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成24年9月6日(木)から平成24年9月13日(木)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成24年9月6日(木)から平成24年9月13日(木)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850 (4) 回答期限 平成24年9月14日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年9月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年9月21日(金)午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比	¥9,040,000円(消費税等抜き)

較価格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第83号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年9月6日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	配水管布設替工事(吉井第2工区)
2 工事場所	大和高田市吉井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年12月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。 (9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成24年9月6日(木)から平成24年9月10日(月)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年9月11日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年9月6日(木)から平成24年9月13日(木)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年9月6日(木)から平成24年9月13日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成24年9月14日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成24年9月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年9月21日(金)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥4,850,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第84号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年9月6日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	西三倉堂2丁目地内道路維持整備工事
2 工事場所	大和高田市西三倉堂2丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年10月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 平成24年度大和高田市格付け等級がEであること。 (4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとしてします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。

	<p>(3) 受付期間 平成24年9月6日(木)から平成24年9月10日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年9月11日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年9月6日(木)から平成24年9月13日(木)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年9月6日(木)から平成24年9月13日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年9月14日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年9月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年9月21日(金)午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

無効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥2,170,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第85号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年9月6日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	奥田地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市奥田地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年10月31日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 平成24年度大和高田市格付け等級がEであること。 (4) 経営事項審査（土木一式）を有効期限内に受けている者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。 (9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。

	<p>ん。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年9月6日(木)から平成24年9月10日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年9月11日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年9月6日(木)から平成24年9月13日(木)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年9月6日(木)から平成24年9月13日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年9月14日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年9月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p>

日時等	(1) 日時 平成24年9月21日（金）午前10時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥750,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第86号

平成24年度定期予防接種を下記のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

平成24年9月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 予防接種の種類及び対象者並びに予防接種を行う期間、医師及び場所

種類	対象者	期間	医師及び場所
結核	生後6月に至るまでの間にある者 地理的条件、交通事情、災害の発生、その他の特別な事情により、やむを得ないと認められた場合には、1歳に至るまでの間にある者	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	市内委託医療機関
急性灰白髄炎（ポリオ）	初回接種：生後3月から90月に至るまでの間にある者 追加接種：生後3月から90月に至るまでの間にある者（1期初回終了後、6月以上の間隔をおく）	平成24年9月1日から平成25年3月31日まで	

（注）追加接種については、有効性、安全性が確認され、添付文書が改定されれば、定期の予防接種として実施予定。

種類	対象者	期間	医師及び場所
ジフテリア 百日せき 破傷風	1期初回：生後3月から90月に至るまでの間にある者 1期追加：生後3月から90月に至るまでの間にある者（1期初回終了後、	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	市内委託医療機関

	6月以上の間隔をおく) 2期：11歳以上13歳未満の者		
麻しん 風しん	1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 3期：13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 4期：18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
日本脳炎	1期初回：生後6月から90月に至るまでの間にある者 1期追加：生後6月から90月に至るまでの間にある者（1期初回終了後、おおむね1年おく） 2期：9歳以上13歳未満の者		

(注) 平成17年度から平成21年度にかけての接種の積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の予防接種を受ける機会を逸した者（平成7年6月1日生まれから平成19年4月1日までの間に生まれた者）に対する日本脳炎の定期の予防接種の対象者は「4歳以上20歳未満の者」とする。

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種液の成分によりアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- (5) 妊娠していることが明らかな者

3 予防接種を行うに際して注意を要する者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往がある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

4 他の予防接種との間隔

他の生ワクチン（麻しん、風しん、BCG等）の接種を受けた後27日以上経過していない者又は不活性ワクチン（DPT、DT、日本脳炎、急性灰白髄炎等）の接種を受けた後6日以上経過していない者

5 注意事項

- (1) 大和高田市に住民登録していない人は、受けられません。
- (2) 当日接種会場で検温、医師による診察及び予診票の記入確認、保護者の方の承諾をしていただきますのでご了承ください。

6 その他

- (1) 本市における百日せきの予防接種は、百日せき、ジフテリア及び破傷風の三種混合ワクチンを使用する。

- (2) 本市におけるジフテリア及び破傷風の予防接種は、百日せき、ジフテリア及び破傷風の三種混合ワクチン又はジフテリア及び破傷風の二種混合ワクチンを使用する。
- (3) 本市における麻しん及び風しんの予防接種は、麻しん・風しん混合ワクチン、麻しんワクチン又は風しんワクチンのいずれかを使用する。

公告第87号

平成24年度高齢者インフルエンザ予防接種を下記のとおり行いますので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告します。

平成24年9月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 予防接種の種類 高齢者インフルエンザ予防接種
2. 予防接種対象者の範囲 大和高田市に住民登録している
 - ① 65歳以上の者
 - ② 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身近の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者(身体障害者手帳1級保持者)
3. 実施場所 市内インフルエンザ予防接種指定実施医療機関
(別紙のとおり)
4. 実施時期 平成24年10月1日～平成25年1月31日
5. 接種費用 1,000円
6. 接種回数 1回
7. 予防接種を受けることが適当でない者(接種不相当者)
 - 1 明らかな発熱を呈している者
 - ※ 接種場所で測定した体温が37.5度を超えた者
 - 2 重篤な急性疾患にかかっている者
 - 3 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーショックを呈したことが明らかな者
 - 4 インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者
 - 5 その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
(予防接種法施行規則(昭和23年8月10日厚生省令第36号)から一部引用)
8. 予防接種を受けるに際し注意を要する者(接種要注意者)
 - 1 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身近の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
 - 2 過去にけいれん既往のある者
 - 3 ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
9. その他
 - 1 接種を行うに際し、対象者の接種を受ける希望の有無を確認します。対象者の意思確認が困難な場合は、家族又はかかりつけ医師等の協力により対象者本人の意思確認をすることとし、接種希望であることが確認できた場合に接種を行います。最終的に対象者の意思を確認ができない場合は接種できません。
 - 2 意思確認を含む予診の結果、接種を行わないこととした者に対しては、接種を受けなかったことによりインフルエンザに罹患あるいは罹患したことによる重症化、死亡が発生した場合は

大和高田市（大和高田市から委託を受けている医師）には、その責任はありません。

公告第88号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則（昭和57年規則第21号）の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成24年9月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-08

公告第89号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年9月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市庁舎危険物地下貯蔵タンクFRP内面ライニング工事
2 工事場所	大和高田市大中地内（大和高田市役所敷地内）
3 工事期間	契約締結の日から平成25年1月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成19年4月1日以降で、元請けにより官公庁における地下貯蔵タンクFRP内面ライニングの工事の施工実績を有する者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(5) 上記（1）から（4）のほか、仕様書に定める条件に適合する者</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 上記5の（1）の要件を満たすことを証するため、工事名、契約相手方名、契約金額、履行期間及び工事概要を明記した実績書並びに当該契約書の写しを同時に提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年9月19日（水）から平成24年9月28日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1</p>

大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室	
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年10月1日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 現場事前調査	<p>希望者には現場の状況を把握していただくため、現場を見学することができます。詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年9月19日(水)から平成24年10月4日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年10月5日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年10月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年10月12日(金)午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。</p> <p>入札は、1回とします。開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合の見積書の徴取は、2回までとし、入札時に最低の価格を入札した業者と</p>

	次順位の業者の2者のみで行い、予定価格の範囲内で最低の見積価格を提示した業者を契約申込者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,570,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第90号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成24年9月19日

大和高田市長 吉田誠克

公告第91号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

平成24年9月25日

大和高田市長 吉田誠克

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

1	公売財産の内容	別紙付表のとおり			
2	公売の方法	入 札			
3	公売日時	平成24年11月5日午前10時から			
	入札	平成24年11月5日午前10時40分から午前11時まで			
		開札	平成24年11月5日午前11時		
4	公売場所	大和高田市大中98-4 奈良県高田総合庁舎 3階 大会議室			
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり			
6	公売保証金納付期限	平成24年11月5日午前10時から午前10時30分まで			
7	売却決定	日時	平成24年11月12日午前10時	場所	大和高田市 収納対策室

8	買受代金納付期限	日時	平成24年11月12日午前 11時30分	場所	大和高田市 収納対策室																
9	買受人についての 資格その他の要件	別紙「公売における注意事項」のとおり																			
10	その他	<p>1. 午前10時30分までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。</p> <p>2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>3. 次順位買受制度の適用があります。</p> <p>4. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。</p> <p>5. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>6. その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。</p> <p>7. 公売物件の地図・写真等については大和高田市 収納対策室で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ(http://www.city.yamatotakada.nara.jp/)をご覧ください。</p>																			
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p> <p>※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市 収納対策室 TEL0745-22-1101(内線238)</p>																					
<p>公売公告付表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">売却区分 番号</th> <th rowspan="3" style="width: 25%;">大和高田市 24-1</th> <th style="width: 20%;">見積価額</th> <td style="width: 40%; text-align: right;">3,500,000 円</td> </tr> <tr> <th>公売保証金</th> <td style="text-align: right;">350,000 円</td> </tr> <tr> <th>課税区分</th> <td style="text-align: center;">非課税財産</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">公売財産の表示</td> <td colspan="3"> <p>(土地) 1 所在 奈良県大和高田市春日町一丁目 地番 413番9 地目 宅地 地積 152.00㎡</p> <p>(土地) 2 所在 奈良県大和高田市春日町一丁目 地番 413番11 地目 宅地 地積 145.52㎡</p> <p>以上登記簿による表示</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">公売財産の概要</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・公売財産は、近鉄南大阪線「高田市駅」から西南方約900m(道路距離) ・画地条件 間口約29.2m、奥行約11.5m、地積297.52㎡(登記簿)の袋地 ・環境条件 地勢 概ね平坦 地盤 普通 ・供給処理施設：上下水道 引込可、都市ガス供給エリア内 ・公売財産の画地内には、瓦礫、花壇、庭木の他多数の動産類が存在します。 </td> </tr> </tbody> </table>						売却区分 番号	大和高田市 24-1	見積価額	3,500,000 円	公売保証金	350,000 円	課税区分	非課税財産	公売財産の表示	<p>(土地) 1 所在 奈良県大和高田市春日町一丁目 地番 413番9 地目 宅地 地積 152.00㎡</p> <p>(土地) 2 所在 奈良県大和高田市春日町一丁目 地番 413番11 地目 宅地 地積 145.52㎡</p> <p>以上登記簿による表示</p>			公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公売財産は、近鉄南大阪線「高田市駅」から西南方約900m(道路距離) ・画地条件 間口約29.2m、奥行約11.5m、地積297.52㎡(登記簿)の袋地 ・環境条件 地勢 概ね平坦 地盤 普通 ・供給処理施設：上下水道 引込可、都市ガス供給エリア内 ・公売財産の画地内には、瓦礫、花壇、庭木の他多数の動産類が存在します。 		
売却区分 番号	大和高田市 24-1	見積価額	3,500,000 円																		
		公売保証金	350,000 円																		
		課税区分	非課税財産																		
公売財産の表示	<p>(土地) 1 所在 奈良県大和高田市春日町一丁目 地番 413番9 地目 宅地 地積 152.00㎡</p> <p>(土地) 2 所在 奈良県大和高田市春日町一丁目 地番 413番11 地目 宅地 地積 145.52㎡</p> <p>以上登記簿による表示</p>																				
公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公売財産は、近鉄南大阪線「高田市駅」から西南方約900m(道路距離) ・画地条件 間口約29.2m、奥行約11.5m、地積297.52㎡(登記簿)の袋地 ・環境条件 地勢 概ね平坦 地盤 普通 ・供給処理施設：上下水道 引込可、都市ガス供給エリア内 ・公売財産の画地内には、瓦礫、花壇、庭木の他多数の動産類が存在します。 																				

<p>利用状況・法的規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺利用 北：住宅 南：住宅 東：住宅 西：私道 ・都市計画区域 市街化区域 第1種住居地域 ・建ぺい率 60% 容積率 200% ・高度地区 15m
<p>その他 公売条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加される方は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡し義務を負いません。物件内の動産類の撤去等は、すべて買受人自身で行ってください。 ・隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者の間で行ってください

公告第92号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年9月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

<p>1 工事名</p>	<p>高5枝曾大根1丁目地内管渠工事（4）・給配水管移設工事（G04）</p>
<p>2 工事場所</p>	<p>大和高田市東中1丁目・曾大根1丁目地内</p>
<p>3 工事期間</p>	<p>契約締結の日から平成25年3月29日（金）まで</p>
<p>4 工事内容</p>	<p>入札説明書（仕様書）のとおりに</p>
<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 （2）平成24年度大和高田市格付け等級がBであること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。 （4）施工期間中は、土木工事に関する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。（専任技術者は3ヶ月以上の雇用関係にある者とします。） （5）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （7）大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 （8）本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 （2）暴力団排除に関する誓約書は、上記（1）の申請書と同時に提出してください。様式については、（1）と同じ。 （3）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 （4）受付期間 平成24年9月28日（金）から平成24年10月2日（火）

	<p>まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年10月3日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年9月28日(金)から平成24年10月5日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年9月28日(金)から平成24年10月5日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(ただし、最終日は正午まで)</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年10月5日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年10月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年10月12日(金)午前9時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>

14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者を優先順位により5の（4）に係る確認審査を実施します。 （1）審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 （2）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥33,030,000円（消費税等抜き）
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第93号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年9月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝蔵之宮町地内管渠工事（3）・配水管布設替工事（蔵之宮町）・蔵之宮町地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市蔵之宮町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年3月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 （2）平成24年度大和高田市格付け等級がBであること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。 （4）施工期間中は、土木工事に関する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。（専任技術者は3ヶ月以上の雇用関係にある者としてします。） （5）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （7）大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しく

	<p>は第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。</p> <p>(9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 暴力団排除に関する誓約書は、上記（1）の申請書と同時に提出してください。様式については、（1）と同じ。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年9月28日（金）から平成24年10月2日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年10月3日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年9月28日（金）から平成24年10月5日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年9月28日（金）から平成24年10月5日（金）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は正午まで）</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年10月5日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年10月11日（木）。入札執行日の前日であるため、こ</p>

法	<p>の日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
1.2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1.3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年10月12日（金）午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.5 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
1.6 事後審査	<p>落札候補者を優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室</p>
1.7 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>
1.8 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>
1.9 最低制限基準比較価格	<p>¥24,500,000円（消費税等抜き）</p>
2.0 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2.1 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2.2 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第94号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年9月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	土枝日之出東本町地内管渠工事(55)・給配水管移設工事(G55)・配水管布設替工事(日之出東本町)
2 工事場所	大和高田市日之出東本町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年3月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24年度大和高田市格付け等級がBであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 施工期間中は、土木工事に関する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。(専任技術者は3ヶ月以上の雇用関係にある者としてします。)</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p> <p>(9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び暴力団排除に関する誓約書(本市指定様式)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 暴力団排除に関する誓約書は、上記(1)の申請書と同時に提出してください。様式については、(1)と同じ。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年9月28日(金)から平成24年10月2日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年10月3日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。

の閲覧等	(1) 閲覧等の期間 平成24年9月28日(金)から平成24年10月5日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成24年9月28日(金)から平成24年10月5日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(ただし、最終日は正午まで) (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成24年10月5日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年10月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年10月12日(金)午前9時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者を優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。

19 最低制限基準比較価格	¥23,830,000円（消費税等抜き）
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第95号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年9月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝春日町2丁目地内管渠工事（75）・給配水管移設工事（G75）
2 工事場所	大和高田市春日町2丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年1月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 （2）平成24・25年度大和高田市格付け等級がDであること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。 （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 （5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （6）大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 （7）本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 （2）暴力団排除に関する誓約書は、上記（1）の申請書と同時に提出してください。様式については、（1）と同じ。 （3）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 （4）受付期間 平成24年9月28日（金）から平成24年10月2日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年10月3日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年9月28日(金)から平成24年10月5日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年9月28日(金)から平成24年10月5日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(ただし、最終日は正午まで)</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年10月5日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年10月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年10月12日(金)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

無効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥4,710,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第96号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年9月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高4枝磯野北町地内管渠工事（74）・給配水管移設工事（G74）
2 工事場所	大和高田市磯野北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年1月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がDであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。 (8) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認め

	<p>られた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 暴力団排除に関する誓約書は、上記(1)の申請書と同時に提出してください。様式については、(1)と同じ。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年9月28日(金)から平成24年10月2日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年10月3日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年9月28日(金)から平成24年10月5日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年9月28日(金)から平成24年10月5日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(ただし、最終日は正午まで)</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年10月5日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年10月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平</p>

証金	成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の 日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年10月12日（金）午前9時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の 無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者 の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保 証金	免除します。
17 最低制 限基準比 較価格	¥4,030,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第97号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年9月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	磐園保育所耐震改修工事
2 工事場所	大和高田市有井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年2月28日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加 資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がAであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しく

	<p>は第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 暴力団排除に関する誓約書は、上記（1）の申請書と同時に提出してください。様式については、（1）と同じ。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年9月28日（金）から平成24年10月2日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年10月3日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の配布	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年9月28日（金）から平成24年10月2日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年9月28日（金）から平成24年10月5日（金）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は正午まで）</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年10月5日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年10月11日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便</p>

	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年10月12日（金）午前11時00分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥25,720,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第98号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、平成24年度大和高田市職員採用試験追加募集（行政職及び医療職）の実施を次のとおり公告する。

平成24年10月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 職種及び採用予定人員、受験資格など

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
(医療) 社会福祉士※1	1名	昭和48年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を有する人。
薬 剤 師 ※2	1名	昭和45年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師免許を有し、平成24年10月1日現在薬剤師としての職務経験が2年以上ある人

※1 (医療)社会福祉士は、採用後、大和高田市立病院に配属します。

※2 薬剤師は、採用後、大和高田市国民健康保険天満診療所に配属します。

◎薬剤師の職務経験の取り扱いについて

- (1) 雇用形態は問いませんが、1つの職場（事業所）において、1週間あたり30時間以上の勤務をしている場合のみ職務経験とみなします。
- (2) 職務経験が複数ある場合は、1年以上継続して勤務していた職務経験に限り職務期間を通算できます。
- (3) 育児休業、休職等で休んでいた期間は通算できません。

◎いずれの職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 大和高田市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職等が制限されている者

2. 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験 ((医療)社会福祉士のみ)
日 時	平成24年10月28日（日） （（医療）社会福祉士） 午前9時 （薬剤師） 午後1時	平成24年11月中旬予定
場 所	大和高田市役所	第1次試験合格者に通知
試験の 種 類	・（医療）社会福祉士 一般教養 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての試験 ・薬剤師 個別面接、小論文	個別面接 小論文 課題に対する自己の意見及び文章の表現能力等を判定する筆記試験
合格発表	（（医療）社会福祉士）平成24年11月初旬 （薬剤師） 平成24年11月末頃	平成24年11月末頃予定 （合否にかかわらず本人に通知します。）

3. 受験手続

1 申込書の交付

職員採用試験申込書は、大和高田市役所人事課（市役所3階）で交付します。（大和高田市役所のホームページからダウンロードしていただいても結構です。）

2 受付期間及び受付場所

受付期間：平成24年10月4日（木）から平成24年10月17日（水）まで
（土曜日及び日曜日は除く。）

午前9時 ～ 午後5時

受付場所：大和高田市役所人事課（市役所3階）

※ 郵送での受付はいたしません。必ず持参してください。（代理可）

4. 提出書類

- ① 職員採用試験申込書
- ② 写真2枚（3カ月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、1枚は申込書に貼付し、もう1枚は受験票用に持参のこと。）
- ③ 返信用封筒（長形3号：23.5cm×12.0cm）に80円切手を貼付し、住所宛名を記入のこと。
- ④ 資格証明書または免許証の写し
- ⑤ 職務経歴証明書（様式は問いませんが、事業主等の証明が必要です。）
薬剤師を受験する方は必要です。

5. 給与について

- ・ 平成24年4月1日現在の初任給月額は、薬剤師は大卒（4年制）190,900円、大卒（6年生）204,000円、(医療)社会福祉士は大卒172,200円で、他に扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- ・ ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、給料及び手当については一部減額措置を講じています。
- ・ なお、初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- ・ (医療)社会福祉士の給料は、行政職給料表を適用します。

6. その他

- ・ この試験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。なお、提出書類等により取得した個人情報については今回の職員採用試験の実施のためのみに用い、それ以外の目的には使用しません。また、大和高田市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

試験についての問い合わせ先

〒635-8511 大和高田市大中100番地の1

大和高田市役所 企画政策部人事課内

「大和高田市職員採用試験委員会」

TEL 0745-22-1101 内線212・213

インターネットホームページでも採用情報を掲載しています。

<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>

教育委員会

教育委員会規則第5号

大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

平成24年9月5日

大和高田市教育委員会

委員長 村 井 善 治

大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則
大和高田市立幼稚園規則(昭和43年規則第3号)の一部を次のように改正する。
第3条ただし書中「及び土庫幼稚園」を「、土庫幼稚園及び浮孔西幼稚園」に改める。

附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

教育委員会告示第20号

大和高田市教育委員会9月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成24年9月10日

大和高田市教育委員会
委員長 村 井 善 治

日 時 平成24年9月12日(水) 午後3時00分
場 所 大和高田市役所 4階 委員会室
議 案 第1号 学校教育に関する意識調査について
第2号 その他

教育委員会告示第21号

大和高田市教育委員会9月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成24年9月26日

大和高田市教育委員会
委員長 村 井 善 治

日 時 平成24年9月28日(金) 午前8時30分
場 所 大和高田市役所 別棟2階 教育長室
議 案 第1号 委員長及び委員長職務代理者の選出について
第2号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第18号

平成24年9月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成24年9月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 川 勝 彦

3分の1の数 19, 146人
6分の1の数 9, 573人
50分の1の数 1, 149人

選挙管理委員会告示第19号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年9月7日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 川 勝 彦

1 日 時 平成24年9月13日(木) 午前9時00分

- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議 案 第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第20号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年10月1日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1 日 時 平成24年10月12日(金) 午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

監査委員**監査委員告示第2号**

地方自治法第199条第7項の規定により、平成23年度出資団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成24年9月21日

大和高田市監査委員 吉井保次

同 西川繁和

○平成23年度大和高田市土地開発公社監査結果

第1. 監査の概要

1. 監査の対象 大和高田市土地開発公社
平成23年度出納その他の事務
2. 監査の期間 平成24年7月1日～平成24年7月31日
3. 監査の結果 今回の監査は、平成23年度の決算状況及び財務諸表等の資料、書類について照合、点検及び事情聴取等により実施した。その概要と結果については、次のとおりである。

(注) 文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。

第2. 事業の概要

1. 事業の目的

大和高田市土地開発公社(以下「公社」という。)は、公共用地等の取得に対処し、「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として、大和高田市における公共用地の先行取得、管理、処分等をおこなうことにより、効果的かつ計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある都市整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

なお、公共用地の先行取得として買収した近鉄高田駅北側公共用地の適正な維持管理をおこなうため、営業外事業として臨時有料駐車場を開設しているが、日之出西本町用地等の売却により一時預については、平成23年9月に閉鎖した。

2. 設立と沿革

前述の事業を目的として、昭和48年1月31日に奈良県知事の許可を受け、財団法人大和高

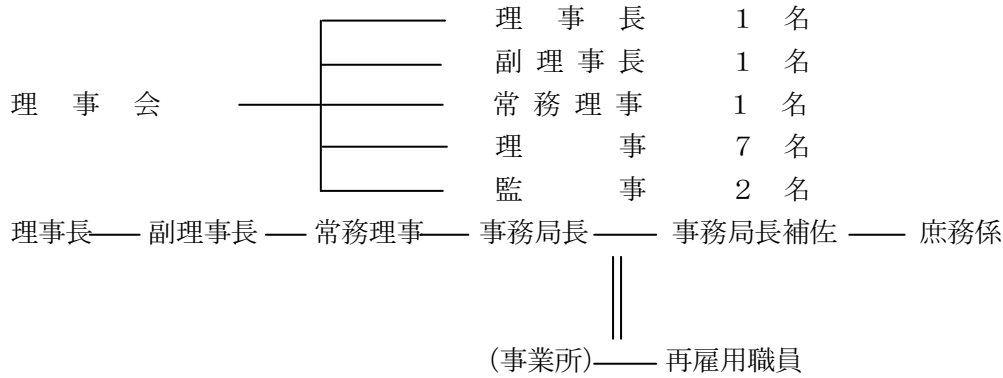
田市開発公社を組織変更して、特別法人大和高田市土地開発公社を設立したものである。

なお、基本財産500万円は全額大和高田市よりの出資金であり、その事務所は大和高田市役所内に設置されている。

3. 組織

公社の管理組織は、下記のとおり理事会の下に事務局を置き、公社職員数は平成24年3月31日現在、大和高田市からの派遣職員5名(5名兼務)及び公社職員1名(再雇用職員)をもって構成されている。

(管理組織図)



4. 事業実施状況

平成23年度の事業実施状況は次のとおりである。

(1) 取得

平成23年度の大和高田市からの先行取得依頼はなかった。

(2) 売却

事業名	面積 (㎡)	売却価格(円)	備考
日之出西本町用地	2,513.30	802,000,000	
本郷・大中線街路事業用地(南本町)	71.00	14,890,617	
本郷・大中線街路事業用地(南本町)	91.00	9,571,337	
本郷・大中線街路事業用地(南本町)	補償費	53,946,086	
本郷・大中線街路事業用地(南本町)	補償費	19,782,197	
合計	2,675.30	900,190,237	

第3. 計数及び預金等の確認

本年度の財務諸表の計数、総勘定元帳、補助簿及び証ひょう書類と照合し、預金については在高証明書により確認したところ、計数は正確であることが認められた。

第4. 財務に関する事務について

財務に関する事務については、適正に処理されていた。

第5. むすび

平成20年度に策定された「土地開発公社経営健全化に関する計画」に沿って、事業用資産の売却が進み資産残高、借入金残高が減少傾向である。平成24年度がこの計画の最終年度であり、積極的に経営の健全化に努められたい。

資金調達にあたっては、今後とも金融機関等と十分な協議をおこない、低利な資金への借換等更なる調達コストの低減を図られたい。

農業委員会

農業委員会告示第10号

大和高田市農業委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

平成24年9月26日

大和高田市農業委員会
会長 高井信安

日時 平成24年10月10日(水)午後3時
場所 大和高田市役所 3階 東会議室
議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第18条第1項による通知の件
第3号 その他